

山口県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉に関する専門的な知見を有し、関係機関との連携・調整を行うSSWを県及び市町教委へ配置することにより、ケースに応じたきめ細かな生徒指導体制を構築し、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

また、困難事案等に適切に対応できるよう、県配置のSSWを県エリア・スーパーバイザー（エリアSV）として位置づけ、市町SSWを支援し、課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 中核都市を除く県内全18市町にSSWを配置
- ・ やまぐち総合教育支援センターに、エリアSVを配置（県立学校対象）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 市町配置SSW（延べ72名）
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士、介護福祉士、保育士、教員免許主に派遣型
- ・ 県エリアSV（3名）
社会福祉士、臨床心理士
非常勤職員：5時間×4日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ SSWの役割、支援の重要性、SCとの連携、ケース会議の持ち方等についてまとめた「SSW活用マニュアル」「SSW実践事例集」を市町教委及び各学校に配布し、周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

山口県においてSSWとして活動している者、県・市町教育委員会のSSW活用事業担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ① 県教委が主催し、上記対象者を一堂に集めて、年1回（7月）実施している。
- ② 県及び全19市町でマニュアル研修（SSWの資質向上研修）の実施している。
※県及び全市町それぞれ年1回
- ③ 県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会と連携し、年2回実施している。
（新規SSW研修1回、SSW研修1回）

（3）研修内容

< 県主催の研修会 >

- ・ スーパーバイザーによる講義及びグループ演習
- ・ 児童養護施設長からの講義

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ スーパーバイザーによるグループ演習

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ SVの設置・・・有
- ・ 活用方法・・・市町SSWだけでは解決困難な事案に対し、必要に応じスーパーバイズを行う。

（6）課題

個々のSSWの資質向上。特に面接技法についてのスキルの向上に個々の差が大きく、課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校と貧困問題への活用事例（例；①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）、③不登校）

ひとり親世帯（保護者と兄（社会人）、本人）で、本人は不登校傾向である。高校入学後、校納金は収めておらず、小・中学校とも校納金を収めていないとのこと。保護者に督促すると「子どもに学校を辞めて働けと言うのですか！」と抗議された。

SSWが、本人と数回面談し関係を構築、その後本人を通じて保護者に連絡を取り、SSWとの面談が実現した。家庭には「貧困・借金・親族間の紛争」の問題があり、家族は疲弊していた。SSWは親子を引率して生活困窮者自立支援事業に相談し、保護者は正規職員への転職ができて生活が安定してきた。親族間の紛争については、SSWが法テラスに相談し、助言された対応方法等を保護者に伝え、保護者は適切に対応できるようになり、紛争も解決した。SSWの支援により、本人は安定して登校するようになり、校納金も収められるようになった。学校と保護者との関係も好転したのを確認し、支援終了となった。

【事例2】虐待といじめへの活用事例（②いじめ ③不登校 ④児童虐待 ⑤暴力行為）

本人は、幼少の頃から、保護者による心理的・身体的虐待を受けて育った。両親が離婚し、ひとり親世帯になると虐待は一層激しくなり、怪我をして登校したところ、学校は児童相談所に虐待通告し本人は保護された。その後、本人が施設入所を拒んだため祖父母宅へ預けられることとなり、転校した。しかし、愛情はあるが厳格な祖父母からの厳しいしつけや環境の変化等により不登校となった。

SSWは本人と面談するとともに、要保護児童対策地域協議会に出席し、関係機関とも連携していった。また、SSWが祖父母にも面談し、継続的にペアレントトレーニングを行って、適切なしつけ等をトレーニングした。学校にも情報共有し、本人の受け入れ体制や支援等を依頼した。その結果、本人と祖父母との関係は好転し、本人は登校するようになり、部活動にも参加している。今後、状況の安定が継続すれば、支援終了となる予定である。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○ 支援対象児童生徒数

H26年度：609人 → H27年度：919人 → H28年度：807人

○ 児童生徒の抱える問題の好転率（解消＋好転）

H26年度：44.3% → H27年度：59.0% → H28年度：53.7%

平成28年度は前年度に比べ、支援対象児童生徒数が微減ではあるが、配置当初と比べれば、大幅に増加しており、活用しやすい体制が整備されてきたといえる。SSWの質の高い支援や、関係機関との連携等により、事態が好転するケースも多いが、SSWが対応する事案が、重篤化、複雑化している事案が多く、解消に困難しており、好転率は大きくは増加していない。

○ 本事業の評価

（評価方法）平成27年度より、大阪府立大学スクールソーシャルワーク評価支援研究所の「効果的なスクールソーシャルワーク事業プログラム（WEB）」を導入し、SVが県と県内全ての教育委員会を訪問し、担当指導主事と全SSWとの共同で、事業評価を行っている。

（成果）SSWは、地域資源マップの作成や、学校の生徒指導部会に参画するようになった。教育委員会は、教育支援センターにSSWの事務作業や面談の活動拠点の場を設置しSSWとの連携強化や、SSWによる幼稚園・保育園への巡回相談を実施し早期の支援を実施等に取り組んだ。

（2）今後の課題

家庭の養育環境の変化など、学校だけでは解決困難な事案が増加しており、学校からのSSWの要請が増えてきている。加えて、SSWの専門性も求められており、今後は、研修体制の更なる充実・強化や、人材の確保、事業予算の確保等が課題である。

徳島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒のいじめや不登校など児童生徒の問題行動に対応するため、スクールソーシャルワーカーを県内の公立小中学校及び県立高等学校、特別支援学校に派遣し、相談活動の充実を図り、児童生徒の問題行動等の解決に資することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

徳島県教育委員会が委嘱し、学校からの要請を受けて派遣している。

採用に当たっては、職能団体からの推薦を受け、徳島県教育委員会が委嘱している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

平成28年度は26人を委嘱した。

所有資格は社会福祉士、精神保健福祉士、精神科医、臨床心理士、教員免許

勤務形態は要請ごとの派遣。1回2時間程度

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

公立学校の校長会及び教頭会、生徒指導主事研修会等においてスクールソーシャルワーカーの活用について周知した。また、市町村教育委員会に文書にて周知した。

- 活動内容
- 学校等において問題行動の分析及び対応の仕方に関する指導助言を行う。
 - 児童生徒、保護者、教職員等へ教育相談等を行う。
 - 医療、福祉等の関係機関と連携し、児童生徒を取り巻く環境改善を行う。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー
- 公立小中学校教育相談担当者

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

事例検討会

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応したケースを基にした事例検討会を実施し、スーパーバイザーの適切な指導・助言によりスクールソーシャルワーカーの資質向上が図られた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法 スクールソーシャルワーカーへ指導・助言を行う

学校に対して、児童生徒の実態把握、適切な支援方法等について指導・助言を行う。

（6）課題

○スーパーバイザーの配置拡充と定期的な派遣の実施。

○貧困対策や性的な被害への対応等、解決しなければならない問題が多様化、深刻化している。大学や福祉関係機関と連携して専門的な研修会を実施し、スキルアップを図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校生徒及び保護者への対応（③不登校、⑥発達障害）

（1）生徒の実態

過去に同級生からからかわれていたことが忘れられない。周囲の目が気になる等の理由から集団での生活が難しい。

（2）対応（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーを派遣した。）

生徒、保護者への面談、その後、学校と関係機関との協議を実施し、対応について話し合った。

- ・生徒の悩みや不安、保護者の思いを全体で共有した。
- ・発育歴等を聞きながら、アセスメントを行った。
- ・専門機関との連携について確認した。（学校・児童相談所・医療機関等）

（3）効果

- ・悩みや不安を少しでも少なくする方法を提案し、学校と保護者の協力の下、実践している。
- ・医療機関や専門の支援機関への通所により、専門的な支援が可能となった。
- ・今の生活を改善したいとの気持ちが見られるようになった。学校生活にも少しずつ登校できるようになった。
- ・スクールソーシャルワーカーが本人や学校への対応だけでなく、関係機関との連携した取組により、生徒の悩みや不安が軽減した。

【事例2】問題行動を繰り返す生徒への対応（⑤暴力行為）

教師への暴言、喫煙、飲酒等の問題行動を繰り返す生徒への対応

（1）生徒の実態

教師への暴言、喫煙、飲酒等を繰り返す。授業妨害等により、他の生徒へ深刻な影響を与えた。

（2）対応（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーを派遣した。）

- ・学校からこれまでの生徒の行動や生活について聞き取りを行った。
- ・保護者の様子や家庭状況について確認した。
- ・関係機関とのケース会議を実施した。（児童相談所、県警察少年サポートセンター、補導センター等）

本県では学校支援のための事業のひとつとして、県教育委員会と県警察本部少年サポートセンターを中心に、関係機関と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を行い、児童生徒への支援の充実を図っている。本事例においても、学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、市町村教育委員会、所轄警察署、児童相談所等と情報を共有し、支援方法について協議を行った。

- ・継続的な支援の展開として、関係機関への通所を実施、保護者への支援を含めて生活環境の改善に努めた。

（3）効果

- ・学校だけで問題を抱えることによって、状況がより深刻化することがある。専門家や関係機関との連携により効果的に支援を展開することができ、生徒の問題行動が減少してきた。
- ・関係機関が問題を共有し、組織的に対応することで、より専門的な支援を行うことができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度は県内の公立小中学校並びに県立高等学校及び特別支援学校に延べ25回、スクールソーシャルワーカーを派遣した。派遣校数13校（小学校3校、中学校2校、高等学校5校、特別支援学校3校）

- ・児童生徒の問題行動のうち、その対応に苦慮する事例については、学校要因、家庭要因、本人要因などが複雑に絡み合ったものが多く、深刻な事例が増加している。専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを派遣することにより、児童生徒の実態把握や支援方法、関係機関との連携について、適切に対応することができた。また、本事業の評価については、学校及びスクールソーシャルワーカーが実施報告書を作成し、県教育委員会に提出することにしており、事業の内容や効果について確認し、以後の参考となるよう活用している。

（2）今後の課題

- ・現在の県教育委員会による各学校への派遣体制のみでは、急を要する事案や継続した支援への対応が難しい。市町村教育委員会や学校への配置を進めるなど、常時スクールソーシャルワーカーを活用できる体制を整備することが求められる。また、スクールソーシャルワーカーは職務遂行に当たって高度な専門性が求められるため、スーパーバイザーによる研修会の実施や職能団体との連携により人材の確保に努める必要がある。

香川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県立学校においては、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）を配置し、その結果中途退学率、不登校率は減少傾向にある。しかし、生徒達は家庭環境等に関する課題を抱えており、その問題解決に向けて個別支援や家庭、関係機関との連携を行って対応する必要があるため、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を配置している。

市町・学校組合立の小・中学校（以下「公立小・中学校」という。）においても、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題等を背景に抱えた不登校児童生徒が多いため、SSWを活用した専門的な指導・支援を行うことを主な目的としている。

(2) 配置・採用計画上の工夫

県立学校に対しては、各学校からのSSW派遣要請の多い学校を拠点校とし、そのほか定期的に派遣する学校、要請があれば派遣する学校で1つのグループをつくり（県全体で15グループ）、これらの学校を15グループにし、そのグループ内で派遣日時の調整等を行っている。

公立小・中学校に対しては、市町・学校組合教育委員会（以下「市町」と言う。）がSSWを配置するための経費を補助するとともに、県教委が委嘱するSSWを市町や学校の要請に応じて派遣し、市町が雇用するSSWや教職員のスーパーバイズを行っている。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

- 県立高校・中学校…10名を拠点校に配置し、全ての学校に派遣
（社会福祉学科等の大学教授2名、社会福祉士3名、精神保健福祉士7名、教員免許状所有者2名 重複あり）
- 公立小・中学校…社会福祉学科等の大学教授2名を、県SSWとして委嘱し、市町及び各学校の要請に応じて派遣
- 県教育センター…社会福祉士1名、元児童相談所職員（臨床心理士）1名を配置し、各学校の要請に応じて派遣
- 市町が雇用するSSW…14市町37人
（社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、特別支援教育士、元教員等）

(4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

毎年度、SSW活用事業の実施要項を見直しており、派遣できる可能性の高い曜日、支援内容等を周知している。県立学校については第1回教育相談連絡協議会で周知し、また、公立小・中学校については、関係通知文を出すとともに、年度当初の市町教育長会や小中校長会等で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ① 県立学校のスーパーバイザー（以下「SV」という。）、SSW、SC、県立学校の教頭、教育相談担当者
- ② 県立学校SSW
- ③ 公立小・中学校に派遣するSSWと、市町が雇用するSSW
- ④ 市町が雇用するSSWと、公立小・中学校に派遣するSC、教育相談担当者、生徒指導担当者

(2) 研修回数（頻度）

- ① 年2回 ② 年2回 ③ 年12回 ④ 年3回

(3) 研修内容

- ① 第1回教育相談連絡協議会
・ 講話「いじめ問題について」 ・ 講演「外部関係機関との連携について」
第2回教育相談連絡協議会
・ 講演「思春期の精神疾患（統合失調症）と生徒の支援について～初めての精神科受診～」
・ 講演「被災地支援活動を通して見えてきた風景」
- ② SSW研修会
- ③ SSW等月例研修会 活動事例検討、情報交換
- ④ 「チーム学校」連絡協議会
第1回「チーム学校」連絡協議会
・ 説明「チーム学校の在り方と今後の改善方策について」
・ 講演「チーム学校としての学校が実現するための現状と課題」 ・ グループ協議
第2回「チーム学校」連絡協議会
・ 講演「非行のメカニズムと自立に向けた支援」 ・ グループ協議
第3回「チーム学校」連絡協議会
・ 説明「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」

- ・講演「チーム学校を支えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の連携・協働」
- ・グループ協議

(4) 特に効果のあった研修内容

- S S WとS C、教育相談担当教員等との連携の在り方について協議
- いじめ防止対策推進法に基づく対応の在り方について研修・協議を行い、S S Wとしての役割を確認
- 記録の取り方や活用法、事例検討会の進め方についてのワークショップ

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- 県教委が委嘱するS S WをS Vとして、要請に応じて市町や公立小・中学校に派遣

(6) 課題

- 事例検討等の研修を行い、各学校においてより効果的なS S W活用方法を検討する必要がある。
- 市町が雇用するS S Wの配置促進を行っているが、都市部から離れた市町においては人材不足が課題となっている。県としては、各種団体と連携したS S Wの育成・確保と、S S Wの資質向上に向けた研修会等の開催が必要である。
- 勤務形態の違いにより、学校、S S W、S C間の情報共有と実際の対応にタイムラグが生じる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生徒の自立を目指した活用事例（①貧困対策）

小学生の時に父親とは死別し、親権は父方祖母が持っていたが、祖母は高齢のため亡くなった。祖母が亡くなる前から、S S Wとの面談を担当が提案し、支援がはじまっていた。面談から、市の包括支援センターとのつながりがわかり、包括支援センター、S S W、学校でケース会を開き、情報の共有・役割確認をした。その後、祖母が亡くなった後も三者でケース会を開き今後の支援について検討している。

本人の生活は、祖父（要介護）と一緒にとはいえ、問題が多々持ち上がり、本人は包括支援センター担当者に相談したり、S S Wと話をして問題解決を図ったりしている。また、内容によってはS S Wから包括担当者に連絡を取り、連携を図っている。今後支援機関が市の包括支援センターから社会福祉協議会に移行する予定であるが、本人の現在の生活を維持し高校生活を続けるという希望を叶えるため、S S Wを介して途切れることなく支援をしていく予定である。

【事例2】学校S S Wと福祉窓口の役割分担を明確にして対応に当たった活用事例（①貧困対策）

中学生の母親の母子家庭で、本人については学校において対人関係での課題が見られていたため、S S Wが関わりをもっていた。S S Wの家庭訪問において、母親のメンタル面に課題があり、金銭管理等が十分にできない状況にあることが分かった。そこで、S S Wが市町の福祉窓口と連携を図り、母親と福祉窓口の家庭児童相談員及び保健師とつないでいった。現在、母親については、福祉窓口のS S Wが主に対応に当たっている。本人については、S S Wが養護教諭と連携しながら、S Cにもつなぎつつ対応を継続している。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成22年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒が減少している要因の一つに、S C、S S Wの有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中途退学者	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%
不登校生徒	1.2%	1.0%	0.8%	0.9%	0.7%

- S S Wの活動が学校のニーズに応えるものとなっており、公立小・中学校では、家庭訪問等を通じたアセスメントが指導に役立ったという報告や、人間関係を構築するグループエンカウンター等の実施が、問題行動の未然防止の観点から効果があったなどとの報告を受けている。

(2) 今後の課題

- 学校、S CとS S Wがお互いの役割をより理解し連携を図ることが必要であり、平成29年度作成したガイドラインを活用し、教育相談体制の充実に一層取り組もうと考えている。
- 市町におけるS S Wを活用した指導体制をさらに充実させるために、各種団体と連携したS S Wの育成・確保と、S Vの派遣や研修会の開催による若年のS S Wの資質向上が必要である。

愛媛県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

関係福祉機関との連携をとり、不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援、いじめ、暴力行為、非行等の未然防止、児童虐待への対応をはかる。

（2）配置・採用計画上の工夫

実施主体である市町教育委員会が、各地域の実態に応じて配置を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

ア 配置人数 平成28年度19市町に25名のスクールソーシャルワーカー（以下SSWという。）を配置した。平成24年度からは3名のスーパーバイザー（以下SVという。）を県教育委員会に配置し、要請に応じて市町に派遣する体制をとっている。

イ 資格 市町教育委員会が教育や福祉の分野において活動経験のある者から任用した。（退職教員…18名、社会福祉士…3名、民生児童委員…2名、臨床発達心理士…2名）

（参考）SV：大学教授…1名、社会福祉士…1名、精神保健福祉士…1名

ウ 勤務形態 25名の配置の内訳は、単独校型2名、拠点校型12名、派遣型8名、巡回型3名であり、原則1日4時間、年間90日として実施した。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

愛媛県スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領をもとに、市町教育委員会が事業実施計画書を策定し各学校に周知している。また、県教育委員会主催の生徒指導主事連絡協議会においても、SSW及びSVの活用に関する指導、助言を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県内SSW25名

（2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー連絡協議会…年1回

（3）研修内容

SVによるソーシャルワークに関する講義を行ったり、各市町での事例を基に対処方法についての協議を行ったりした。

（4）特に効果のあった研修内容

各市町での事例に基づく対処方法についての協議において、同僚やSVからの助言もあり、各自が直面している困難な事例への対応に様々な知見を得ることができていた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置有り

○活用方法 県教育委員会に3名配置し、市町教育委員会の要請に応じて派遣し、SSWの備えるべきノウハウや連携の取り方等について指導・助言する体制をとった。また、スクールソーシャルワーカー連絡協議会におけるアドバイザーとしても派遣した。

（6）課題

研修に参加したSSWが対応する事例は多様であり、また、SSW個人の意識や活動スキルにも差がある。そのため、困難な事例に関しては市町教育委員会を通じてSVの派遣を要請するなど、事例に応じた柔軟な対応や、関係機関との効果的な連携に関する研修を充実する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③）

小学校段階から不登校傾向の見られた中学生。中学校入学後、4月は登校できていたが、5月より登校を渋るようになった。学校からSSWに「家は出るが、学校へ向かわず祖父母宅に入り、登校できない。母親もどうすることもできず困っている。」との相談があった。SSWは市こども課家庭相談員とも連携し、学校においてケース会議を実施。会議において、適応指導教室への入室を本人・保護者に勧めていくことが提案された。その後、SSWが学校、適応指導教室と連携をとりつつ本人・保護者と話し合いをもち、適応指導教室への入室を本人も希望したため入室に至った。入室後はほぼ休むことなく適応指導教室に通うことができている。

SSWが関係者と連携しつつ早期の対応を行った結果、適応指導教室に通うことができるようになった。今後も関係者が連携を図りながら、本人・保護者への継続的な支援を進めていく必要がある。

【事例2】発達障害のための活用事例（⑥）

多動傾向のある小学生。特定の相手に対しての暴言・暴力が目立ち、注意を受けた教員に対しても攻撃的な態度をとるようになった。

母親は、本人の状態については問題意識を持っており将来への不安もある。しかし、学校や教員の対応にも問題があると不信感をあらわにすることがある。そこで、SSWが定期的な面談を行うことにより母親の思いを受け止めることから取り組むことにした。

SSWとの週に1度の面談は毎回1時間程度を要したが、SSWが本人に対する母親の思いや将来への不安をしっかりと聞くことができた。SSWとの面談の後、母親は学担とも本人の抱える問題について話ができるようになった。少しでも今の状態を改善していきたいとの母親の希望を受け、学校でケース会議を開き、対応について検討した。母親からは医療機関と連携していく了解も得ていたため、これまでに関わりのあった特別支援教育コーディネーターからの紹介により医療機関を受診することになった。現在は、母親に対するペアレントトレーニングと本人についてはソーシャルスキルトレーニングを実施している。また母親の同意もあり、学期に1回程度母親と学担と一緒に医師の話聞く機会を設けている。

SSWが面談を通して母親の思いを受け止めたことがきっかけとなり、学校、関係機関の連携による支援につながった。今後とも連携を図りながら根気よく指導と見守りを継続していく必要がある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度に、25名のSSWが、不登校、家庭関係の問題等に対し、継続支援した件数は538件で前年比33件の増である。そのうち、不登校に関するものが228件、家庭環境に関するものが88件、発達障害に関するものが86件、友人・教職員との関係に関するものが56件、その他78件である。また、「問題が解決した」ものが92件（17.1%、前年比2.2%増）、「支援中であるが好転した」ものが156件（28.9%、前年比8.7%増）である。継続支援件数が増加するとともに、「問題が解決」「支援中であるが好転」の割合も増加しており、SSWの役割に関する理解や効果的な活用が県内に広がりつつあると考えられる。

(2) 今後の課題

SSWを活用した支援が効果を発揮する一方で、家庭訪問をしてもなかなか面会できないなど、保護者との人間関係づくりが困難な事例も見られる。このような事例に対して関係者が情報を共有しつつ、どのように連携をとって支援につなげていくかが課題である。また、SSWの役割に関する理解は広がりつつあるものの、活用状況は学校によって差があることから、活用の有用性や効果的な連携の在り方について、今後も各学校に周知を図っていく必要がある。

高知県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的、（2）配置・採用計画上の工夫

不登校や問題行動の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いて働きかけ、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。

市町村教育委員会（以下「地教委」と表記する）からスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」と表記する）の配置希望を受け、県教育委員会（以下「県教委」と表記する）で検討のうえ、事業委託内容を決定している。地教委は地域の実情に応じて、地教委、学校、教育支援センター等の教育機関にSSWを配置している。また、県立学校には県教委が直接、SSWを配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

29市町村と13県立学校に計62人（実人数は46人）を配置している。所有資格は教員免許（20人）が最も多く、次に社会福祉士（8人）、保育士（5人）、精神保健福祉士（4人）、臨床心理士（3人）となっている。勤務形態の内訳は、派遣型が39人（62.9%）、単独校型が15人（24.2%）、拠点校型が5人（8.1%）、巡回型が3人（4.8%）となっている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW市町村委託要項及び県立学校派遣要項に事業の趣旨等を明示しており、初任者研修や連絡協議会において適宜周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象、（2）研修回数（頻度）、（3）研修内容

回	研修名	日時	対象	内容
1	第1回 初任者研修	4/22	SSW（初任者）	初任者に対してスクールソーシャルワークに関する知識や技能等についての理解を深め、活動の円滑化を図る。
2	第1回 連絡協議会	6/3	SSW 市町村・学校担当者	公的援助制度や支援機関等の社会資源に関する情報をSSWに提供し、SSWが支援するケースの解決や好転を促進する。
3	教育相談体制の充実 に向けた連絡協議会 (全6会場)	8/17 ～24	SSW、SC 市町村・学校担当者	SSWやSCと学校の教育相談担当者等が会し、事例検討や研究協議を実施することにより、支援に関する資質を向上させ、それぞれの専門性を生かした効果的な学校の教育相談体制の構築に資する。
4	第2回 初任者研修	10/28	SSW（初任者）	初任者に対してスクールソーシャルワークに関する実践事例をもとにした研究協議を通じて、活動の活性化を図る。
5	第2回 連絡協議会	2/17	SSW 市町村・学校担当者	先駆的な取組を行う他県のSSWを講師に招き、その実践を通じて支援に必要な視点等を学ぶことで専門性の向上を図る。

（4）特に効果のあった研修内容

教育相談体制の充実に向けた連絡協議会において、様々な職種の者が事例協議や研究協議を行い、それぞれの専門性についての理解を深めた。教育相談体制における「チーム学校」の構築に資することができた。また、初任者研修を2回実施したことは、業務上の悩みや不安を抱えることが多い初任者の活動の円滑化に効果が高い。

（5）スーパーバイザー（SV）の設置の有無と活用方法

スーパーバイザー（以下「SV」と表記する）を4人、チーフSSWを7人設置している。SVは上記の研修会等において指導助言を行うほか、SVやチーフSSWが市町村及び県立学校に年間1～2回（1回あたり2時間）スーパーバイズを行い、SSWの資質向上や活動の支援に努めている。

（6）課題

今後は、学校における校内支援会が充実・活性化し、早期支援や未然防止が図られていくような研修を実施していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題を抱える中学生のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

中学1年から登校しぶりが始まり、別室での対応を開始する。本児は衣服、体、頭髪のべたつきや匂いがある。他人との距離感を測ることが苦手で、相手に不快感を与えてしまうような関わりが見られた。児は「学校に行きたくない。友人の目線が気になる。」と言う。

児は小学校の時、家庭の事情で転居してきた。家族は皆、片づけが苦手で家の内外が乱雑。住居はかなり古く、修繕が必要な箇所があちこちにある。近所付き合いはあまりない様子。児は児の養育者との関係が悪く、お互いがきつい言葉をぶつけあうときがある。その後、養育者との関係悪化等から一時保護・施設入所に至った。

S S Wは担任と家庭訪問をし、学校での様子や児の良いところなどを説明しながら、養育者と信頼関係を構築していった。養育者から児の養育に関する相談を受けたことがきっかけで、児童相談所等の福祉機関の支援につなげた。また、学校のS Cにもつなげ、定期的なカウンセリングが受けられるようになった。

高等学校進学を第一目標とし、進路を見通した支援体制づくりを目指し校内支援会を行った。また、長期休業中にはS S Wが児と一緒に自宅の片づけを行い、養育者とも住環境の改善について話し合った。S S Wは一時保護中や施設入所後も担任とともに児や養育者に面会しながら、高等学校進学に向けたサポートを継続した。

校内の支援体制づくりに併せて、信頼関係を構築することを心がけた結果、児と養育者の関係の悪さや一時保護等の環境変化があっても支援が継続できた。児の進路実現や自立した生活習慣の獲得とともに、養育者への支援が両立できたケースである。

【事例2】家庭環境の問題を抱える小学生のための活用事例（①貧困対策、③不登校、⑥その他）

小学6年生のケース。5年生の時から登校しぶりが始まる。場の空気が読みづらく、特定の物事にこだわりを持つという特性がある。周囲との不調和からくるストレスを感じている。登校しぶりが始まったころ、家庭環境にも大きな変化があった。ひとり親家庭であり、児は親の不在が多く寂しい思いをしている。幼少期、虐待傾向の養育を受けたことがある。現在は児のストレスが和らぎ、不登校が改善されてきている。

S S Wは本児の特性を理解したうえで、担任と一緒に児への望ましい関わり方について、保護者にアドバイスを行った。また、S S Wは教育支援センターへの通所や相談を勧め、児や保護者の居場所・相談先を確保するとともに、対応したS Cと情報共有を行い、学校での支援会議を継続した。このケースの支援方法について、S Vの指導助言を受け、保護者と一緒になったケース会議を開催し、学校と保護者の支援に関する方向性が一致するように取り組んだ。

関係機関やS C、S Vといった専門家の見立てと保護者の思いをS S Wが上手くコーディネートし、連携した支援を行えたケースである。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果、（2）今後の課題

S S W活用事業における活動記録の「支援対象児童生徒数」、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」（継続総件数と割合）の年度別状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支援対象児童生徒数	866人	1,076人	1,278人	2,399人	3,191人
支援件数	1,195件	1,399件	1,703件	2,890件	3,110件
問題が解決した割合	7.1%	7.8%	9.9%	14.8%	9.5%
支援中であるが好転した割合	27.7%	28.5%	34.4%	32.9%	29.1%

S S Wの配置拡充に伴い支援対象児童生徒数は年々上昇している。本県におけるS S Wの活動が着実に定着し、教育相談におけるS S Wの活用が広がっていると考える。今後も配置を拡充し、支援件数の増加を図るとともに、ケースを解決・好転につなげるための資質向上に取り組まなければならない。

S S Wが継続的に支援する児童生徒が抱える問題で一番多いのが「家庭環境の問題」であり、その「解決・好転」の割合が低いことから、「家庭環境の問題」に的確に対応するため、関係機関との連携を含めた学校の組織的な相談支援体制を強化していくことが重要である。

福岡県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

- (1) **スクールソーシャルワーカー配置の主な目的**
関係機関等とのネットワークを活用して児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るS S Wを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸問題の解決に資する。
- (2) **配置・採用計画上の工夫**
 - ア 配置時間の弾力的運用の拡大
県内16市町村教育委員会管内の小学校または中学校を拠点校、拠点校中学校区の他の小中学校を巡回校として配置した。また、生徒指導上の諸問題の実態を勘案して、支援の必要性が高いと認められる市町村をチーム学校推進市町村に指定し、県内3市町教育委員会管内小学校にS S Wの他にS C、生徒指導支援スタッフを配置した。
 - イ 各教育事務所管轄区域内中学校への配置
県内6教育事務所管轄区域内小中学校にそれぞれS S W S Vを配置した。
- (3) **配置人数・資格・勤務形態**
 - ア 配置人数
合計26名（うち、6名はS V）
内訳は、16市町村に23名（うち、6名はS V）、3市町教育委員会管内小学校に各1名配置。
 - イ 資格
「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」等の資格を有する者のうち、過去に教育や福祉の分野において活動実績がある者。
 - ウ 勤務形態
各市町村、各教育事務所により拠点校型、派遣型、巡回型で運用。
S S Wは、年35週、週当たり4～16時間の勤務。
S Vは、年35週、週当たり4時間の勤務。
- (4) **「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について**
 - ア 研修会等で「S S Wの活用についてQ&A」を用いて、活用方法（S S Wの役割や配置のねらい等）を周知し、市町村教育委員会及び学校のS S Wについての理解を促進する。
 - イ 前年度のS S W活用報告書を基に成果と課題を明らかにし、年度初めのS S W運営協議会にて改善策を示し、重点的推進事項として確認する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) **研修対象**
各教育事務所配置S V、県配置S S W、配置市町村教育委員会担当者（当番市町村）、拠点校・対象校管理職及び担当者、各教育事務所担当指導主事、参加希望S S W（市町村費負担）等。
- (2) **研修回数（頻度）**
 - ア 全体研修（年1回）
 - イ ブロック別連絡会議（毎月1回、県内6地区を2ブロックにかけて実施）
 - ウ スクールソーシャルワーカー研修会
- (3) **研修内容**
 - ア 全体研修
県教委による説明（平成28年度の実績と29年度の重点的推進事項）。
S S Wによる講話（S S W活用の仕方及び活用の実際）。
県配置市町村による意見交流。
 - イ ブロック別連絡会議
S Vによる事例検討を通じた指導助言。
 - ウ スクールソーシャルワーカー研修会
各教育事務所単位で行うS V活動であり、研修会等での活用や配置外の市町村でのS S W活用に関する理解促進。
- (4) **特に効果のあった研修内容**
担当市町村の事案を活用した事例検討を中心に行い、学校の立場や教育的な視点も意見として反映させた上で、S Vが方策を精選する。
- (5) **スーパーバイザーの設置の有無と活用方法**
 - ア S Vの設置有無
有（県内6教育事務所管轄区域内中学校に各1名、合計6名配置）。
 - イ 活用方法
各教育事務所単位でS S Wへの指導助言。
研修会等での活用や配置外の市町村でのS S W活用に関する理解促進。
- (6) **課題**
 - ア 事例検討における事例内容及び交流形態（ワークショップ形式等）。
 - イ ブロック別協議会への市町単費等のS S Wの参加体制の整備。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭の生活基盤を安定させるための活用事例（①貧困対策）

(1) 対応ケースの概要

母親と長女、長男、次女、三女の6人暮らし。母方祖父母は、車で1時間程度のところに住んでいる。長女と下のきょうだいとは父親が異なる。

平成28年5月中旬に、二番目の父親（以下、父親）と母親の離婚が成立。離婚したことをきっかけに、母子の生活拠点が定まらず、車内や親せきの家での宿泊をしていた。そのことが多分に影響して、子どもたちの遅刻が増え始め、疲れた様子で登校していた。

父親は、普段は子どもとの関わりも多く優しいが、飲酒時は暴言を吐くことがあり、子ども達も飲酒時の父親は怖いと話している。離婚後も、父親が長女の部活動の保護者に子どもの様子を聞く姿が見られる。

(2) 取組経過

＜家族が落ち着ける生活の場の確保＞

- ・子どもたちの睡眠不足が顕著な場合、保健室で仮眠ができる体制を確保した。
- ・経済的困窮から住居確保に至らなかったため、自治体所有の一軒家を家賃無料で3か月間提供してもらえるよう機関連携を行った。
- ・その後、貸与された住居での生活実態が確認できないことから状況把握を行った。その結果、父親が飲酒した際に家族に対して何をやるのかわからないことや、家族を探しに来るのではないかと不安、さらには子どもが周囲の友達に引越したことを知られたくないなどの理由から貸与された住居での生活を続けることができないことが判明した。母親の意向としては、親せきの家があるA市に移り住むことを希望していたことから、A市のS S Wと連携を行い低所得者対象の住宅サービスの有無について確認を行った。
- ・A市の県管住宅に申し込み手続きを行うことができたが、抽選には落選した。

＜母親を含めたケース会議の開催＞

- ・担任や養護教諭は子ども達と信頼関係が築けていることから、それぞれの子どもの気持ちについて定期的な聞き取りを行った。
- ・母親が仕事を辞めたことで収入がなくなり、児童手当については父親（当時無職）が持って行ったことから、経済面での遣り繰りが厳しくなる。母親と福祉課担当者を交えたケース会議を行い、母親に生活保護についての情報提供を行った後、生活保護の受給申請に至る。

＜福祉課との連携＞

- ・福祉課の担当者とのS S Wが情報交換の中で、学校と母親との思いにずれがあることが分かる。学校が主導的に支援を行っていた状況を改め、母親とのケース会議の際には選択肢には選択肢を整理して、家族が自ら選んでいけるよう必要な情報を伝えていくことで、家族の思いが反映されるように支援をしていくことを確認した。
- ・父親も仕事を辞めたことから、家族が無保険状態になっていた。福祉課の働きかけにより、国民健康保険の手続きも同時に進める。母親と父

親との話し合いが終わったこと、社会福祉協議会の貸付金の利用により生活費が確保できたことから、自治体が貸与した住居で生活するようになった。

《転校先への繋ぎ》

- ・母親と面談の中で、2学期までに現在の居住地を出たいという母親の希望もあり、生活保護の再申請が不要な近隣のB町、C町でアパートを探し、最終的にはC町への引越しを決める。
- ・家族の希望通り、C町での新居が決定し転校となる。学校同士の引き継ぎ、福祉課同士の引き継ぎ、SSW同士の引き継ぎを行い、終結となる。

(3) 効果的だったと思われる支援のポイント

- ・福祉課と学校の支援が円滑に行われるように、SSWが仲介的役割を担うなかで情報共有や支援の方向性に関する調整を行うようにした。
- ・母子が今後のことについて主体的に考えることができるよう、選択肢を整理して提示するなどの取り組みを学校と協働して行った。

(4) 成果と課題

《成果》

- ・福祉課と連携して生活保護の受給開始を実現するなど、必要な福祉サービスを迅速に利用することができたことで家庭の経済基盤を安定させることができた。このことから、小中学校に通う子どもたちの登校への影響を最小限にすることができた。
- ・より安定した生活環境を求める母子の希望を尊重し、他自治体での生活再建に向けて必要な情報提供を行ったことで、無事にアパートが見つかり引越しを行うことができた。併せて、転入先の学校および福祉機関との連携等を図ったことでケース移管も無事に完了した。

《課題》

- ・三女に対する支援が不十分であった。保育園ともケース会議を行うなどして包括的な家族支援を行うことができなかった。
- ・限られた活動時間（4時間/週）のなかで効率的に支援を行う必要があることから、子どもとの直接的な対話を重視した支援を行うことができなかった。
- ・ケース移管については時間的な制約もあり関係機関ごとに実施をしたため、伝達された情報のばらつきが懸念される。

【事例2】不登校傾向の生徒及び家庭への支援活用事例（③不登校、⑥心身の健康・保健に関する問題）

(1) 対応ケースの概要

母、母方祖父母、長女、次男、三男の6人暮らし。三男のみ父が異なる。最初の父は、長男と生活している。別居しているが、下のきょうだいも兄の存在は認識している。
以前は、A市に住む母方伯父の元で生活していたが、三男の出産時に母方祖父母との同居を開始する。母は安定して仕事に就くことができない。母方祖母は心臓に持病を抱え、足も悪いが杖歩行や車の運転は可能。子どもが保育園在園時は、登園が安定しないこともあった。次男は小3の頃に心理検査（WISC-III）を受けて、その後は特別支援学級に在籍している。
一昨年度、長女、次男共に不登校気味であった。昨年度からは病欠以外の欠席はないが、入浴をしていないなど衛生面の課題が見受けられる。経済面での不安定さもあり、それを理由に子どもの病院受診がままならない状況であることを周囲は気にしている。
6月に、祖父と喧嘩したことが原因となり、母は子どもを連れてB県に家出をしている。それ以来、母子共にB県で過ごす日が増え、学校を欠席することも増えた。

(2) 取組経過

《母との支援関係の構築》

- ・学校においてSSWが母との面談を行った。その後で、学校関係者以外とのつながりを母が希望したため、地域包括センター相談員の紹介を行い、その後の定期面談へと繋いだ。
- ・母子のB県で生活したいという思いを受けて、関係機関が集まりケース会議を行った。ケース会議を円滑に進めるために、SSWがこれまでの情報を整理・分析（アセスメント）を行い資料の作成を担った。それを基に情報共有や役割分担を行い、支援計画を作成（プランニング）して今後の方向性についても確認をした。

《子どもの思いを聞く》

- ・新生活に関する不安や悩み、さらには家族に対する思いなどの聞き取りを目的に、各担任と養護教諭が子どもとの面談を行った。

《転居に向けた準備等に関する支援》

- ・転入先でも福祉サービス等の利用ができるよう地域包括支援センターと学校が中心となり、B県の相談機関への情報提供を行った。
- ・転校先の学校と連絡を取り合い、地域包括支援センターの相談員と母が手続きに向くための必要な段取りを行った。
- ・学校が制服等の必要な物の整理や転校手続きの流れについて文書にまとめ、それらを基に母と確認を行った。
- ・相談機関への繋ぎを行ったのち、予定どおりにB県への転出を行った。

《清潔な身体で過ごす》

- ・身辺整容の方法について母に助言等を行った。
- ・不衛生な場合は学校のシャワーを使用して清潔保持を行った。

(3) 効果的だったと思われる支援のポイント

- ・関係機関を含めたケース会議では参加者が積極的な意見交換を行い、専用のケースマネジメントシートを用いた情報整理や分析等を通してリスキーママネジメントも行った。それにより共通理解が促進され、チームアプローチを実践していくうえで重要な合意形成を図ることができた。

(4) 成果と課題

《成果》

- ・母子の思いを反映した支援を進めたことにより、無事にB県へ転居することが出来た。
- ・学校間の引継ぎを丁寧に行ったことで、円滑に転入手続きを行うことが出来た。

《課題》

- ・衛生面は学校での取り組み以外に効果的な改善方法を導き出すことが出来なかった。
- ・転校先への繋ぎを行う際、校内で情報を集約して検討する時間を十分に確保することが出来なかった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア 配置校におけるSSWの支援状況（平成28年度）

(ア) 児童虐待を除く家庭環境の問題についての支援状況：193件（解決14.0%、好転15.0%、支援中61.7%、その他9.3%）

(イ) 不登校についての支援状況：141件（解決7.1%、好転27.7%、支援中54.6%、その他9.2%）

(ウ) 発達障害等に関する問題：59件（解決10.2%、好転30.5%、支援中52.5%、その他6.8%）

(エ) 心身の健康・保健に関する問題：51件（解決15.69%、好転31.4%、支援中41.2%、その他11.8%）

※SSWが事案に介入し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークの構築、構築、連携・調整を行ったりすることで、関係機関とスムーズに連携することが可能になり、問題の解決、好転につながった。

イ 配置校におけるSSWの活用形態別対応件数（平成28年度）

(ア) 教職員とのケース会議開催回数：668回、扱ったケース件数(のべ)824件、参加教職員数(のべ)852人

(イ) 関係機関等とのケース会議382回、扱ったケース件数(のべ)530件、参加教職員数(のべ)295人

※教職員とSSWが参加したケース会議を開催し、支援する児童生徒の共通理解が図られることにより、校内教育相談体制の活性化につながることができている。また、教職員の教育相談に関する指導力向上につながるとともに、スクールソーシャルワーカーの活用に関する理解が図られるようになった。

(2) 今後の課題

ア 学校とSSWとの連携の促進

- (ア) 教職員がSSW活用について共通理解するための職員研修の実施
- (イ) 校種間の接続を意識した継続的な支援体制づくり

イ SSWが機能する体制づくりの促進

- (ア) 学校の組織的な生徒指導体制の整備及び関係機関との連携
- (イ) 家庭・地域への情報発信
- (ウ) 教育委員会による学校及びSSWへの支援体制の整備

ウ SSSWSV機能を生かしたチーム学校推進事業の取り組みの充実

- (ア) SSWへのSSWSV活動の充実
- (イ) SSSWSVを招聘した研修会等の開催促進

佐賀県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実・強化を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内20市町すべての教育委員会が、関係教育事務所を通じ、スクールソーシャルワーカーの派遣に係る実施計画書を県教育委員会に提出する。県教育委員会は、その実施計画書と市町の生徒指導上の課題及び児童生徒数を照らし合わせた上で、県全体のバランス等も考慮し、2教育事務所への配置時数と各市町への派遣時数を決定している。県立学校については、全県立学校で年間250時間を上限とし、学校からの申請を受けて、2教育事務所に配置したスクールソーシャルワーカーの中から「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」の資格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数…15名
- ② 資格…社会福祉士7名、精神保健福祉士7名、教員免許状取得者10名
- ③ 勤務形態…1日8時間以内を基本の勤務形態とした時間給非常勤で、一人当たりの年間勤務時間は原則840時間を上限（県立学校への派遣も含む。）とする。（但し、複数の市町を兼務する場合は、1,040時間未満を上限とし勤務することができる。）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」を作成し、4月のスクールソーシャルワーカー連絡協議会等で、事業の趣旨、職務内容や実施方法等を周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、市町教育委員会担当指導主事、各教育事務所担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

年間2回

（3）研修内容

- 講義（佐賀県健康福祉部障害福祉課より）「障害者差別解消法における合理的配慮について」
- グループワーク
 - ・グループ協議「スクールソーシャルワーカーの実際と課題 ～より効果的に機能するために～」
 - ・グループ協議内容発表

（4）特に効果のあった研修内容

具体的事例を扱った、プランニングのやり方と様々な視点による意見交換

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談、年間5回スーパーバイザー会議を開催し、スクールソーシャルワーカーの専門性向上に関する年間計画の企画・調整を行う。県立学校への緊急対応としてスーパーバイザーを派遣する。

（6）課題

具体的事例による実践的研修を増やすことや関係機関からの専門的意見を取り入れる必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

※ スクールソーシャルワーカー:「SSW」と記す。

【事例1】家庭の経済状況の改善のための活用事例(①)

県立学校在籍の当該生徒の家庭は、経済的に困窮しており、食事をあまりとれていない様子であった。当該生徒の状況を把握した学校は、SSWの派遣を要請した。SSWは当該生徒と面談し、お金がなく食事がとれていないこと、数日後に定期券の期限が切れるが、次の定期券を買えないことから、そのまま学校を辞めることになるかもしれない不安感があるという話を聞いた。SSWは学校内で情報を共有し、家庭訪問をして母親と面談した。面談の中で、食料はすでに米しかない状態であり、手持ちの現金もごくわずかだったため、生活保護の受給をすすめた。SSWは受給に関する説明を行うとともに、市役所の福祉課に母親に同伴し、生活保護の受給申請と社会福祉協議会から生活福祉資金の貸し付けの申請も行った。生活保護受給が開始されたことで、当該生徒は食事をとれるようになり、定期券も購入でき、安心して学校に通学するようになった。

【事例2】不登校のための活用事例(③⑥)

市町立中学校の特別支援学級に在籍している当該生徒は、不登校であり、ゲームに依存をしている状態であったため、昼夜が逆転した生活を送っていた。SSWは学校からの派遣要請を受け、家庭訪問を重ね、当該生徒と面談をして話ができるようになった。当該生徒は、学校への適応が難しい状態であったため、SSWは学習支援に関する情報や施設を紹介し、見学を勧めた。当該生徒は、見学した施設の中から民間団体が運営しているフリースペースに通うことを選んだ。フリースペースに週2日通うようになり、高校進学を目指した仲間の刺激もあり、進路に対する目標をもつことができ、学習支援を受けながら高校に合格することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録より、解決・好転した件数及び割合

単位：件

	不登校支援		家庭環境支援		発達障害等に関する問題支援	
	支援件数	解決・好転(割合)	支援件数	解決・好転(割合)	支援件数	解決・好転(割合)
27年度	269	115(43%)	224	108(48%)	113	63(56%)
28年度	332	125(38%)	242	87(36%)	134	69(51%)

※総支援数も1,011件(昨年度869件)と大きく増加しており、不登校支援や家庭環境支援及び発達障害等に関する問題支援など児童・生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にスクールソーシャルワーカーの活動は不可欠で、その重要性は年々増している。

(2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の多様な問題に対応するために資質の向上が求められており計画的に研修等を行っていかなければならない。
- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な配置を検討していかなければならない。
- ・様々な課題を抱える児童生徒への支援が求められる中で、スクールソーシャルワーカーと学校や市町教育委員会、関係組織との更なる連携強化が必要となる。

長崎県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

「平成28年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項(市町教育委員会・県立学校)より」

（2）配置・採用計画上の工夫

- 市町教育委員会 21か所
- 県立学校（拠点校配置） 7か所 ※近隣校についても派遣申請にて対応。

人口規模に関わらず県内全市町教育委員会に1名又は2名配置。県立学校においては校長から配置希望の意向調査を実施し、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」、「中途退学者数」等の問題行動の状況や地域・学校の実態を総合的に判断しながら配置を決定している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 29名
- 勤務形態 年間630時間。
- 主な資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許等

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

平成28年4月にスクールソーシャルワーカー、各市町教育委員会、配置県立学校に対してスクールソーシャルワーカーの職務内容及び効果的な活用の流れ等を示している。

本県では毎年ビジョンの改訂を行うとともに、改訂点については各種研修会で説明をし、周知に努めている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

各スクールソーシャルワーカー、各スクールカウンセラー、各市町教育委員会担当者、市町児童福祉部局職員、児童相談所職員

（2）研修回数（頻度）

年3回（5月、9月、2月実施）

（3）研修内容

- 平成28年度スクールソーシャルワーカー研修会
 - ・講義「学校現場におけるスクールソーシャルワーカーの効果的な活用について」
 - ・情報交換
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会
 - ・講演「自殺企図等を呈する児童生徒への支援と対応について」
 - ・グループ協議
- 平成28年度スクールソーシャルワーカー活用事業運営協議会
 - ・講演「学校と関係機関連携のためのアセスメントとプランニングについて」
 - ・事例検討グループ協議

（4）特に効果のあった研修内容

平成28年に初めて開催したスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修において、各職種が一堂に会し情報交換することで、顔の見える関係を作ることができ、互いの連携が深まった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置：有
- 活用方法：各スクールソーシャルワーカーは、S Vに電話やメールで相談し、助言を求めることができるようになっている。

（6）課題

- 教育と福祉の各専門分野、経験年数に応じた知識や技能を高めるための研修の回数を増やす。
- 研修プログラムの工夫（講義、演習、協議等の研修形態）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）のための活用事例（①）

（状況）

- 母子家庭で母子ともに発達障害を抱え、生活保護受給世帯の男子高校生のケース。生徒本人はアルバイトをして家計を助けているが、生活は苦しい。
- ・アルバイトを始めてから受給額が激減した。
- ・食費や交通費の捻出にも窮する状況。
- ・母がアルバイト代を搾取している可能性がある。
- ・母子共に生活保護担当者との関係が良好ではない。

（対応・対策）

- 学校とSSWが福祉事務所を訪問し、生活保護担当ケースワーカーと面談。
- ・収入の取り扱い方や支給内容を詳しく聞き取り、不利益になる取り扱いはないことがわかった。
- ・学校が把握している情報を福祉事務所に伝えることで保護費増額に繋がる道筋が得られた。
- ・卒業後の進路や他法の活用については、担当者に早めに申請することで制度利用が可能な場合があるため、今後は双方で見守りを続けていくことになった。

（結果）

- SSWが学校と共に福祉事務所と家庭の橋渡しとなることで家庭が現状を理解し、また、早めの申告をすることで利益につながる情報を提供することができた。
- コミュニケーションに課題のあるケースに対しては橋渡しが重要になるが、教員がその役割を担っていることが実情。専門的視点による対応により、ケースの利益確保に加え、学校職員のスキルアップにも繋がった。

【事例2】不登校のための活用事例（③）

（状況）

- 原因不明の不登校となり、学校からの働きかけの結果、別室登校をしている男子高校生のケース。
- ・学校職員には不登校の原因を話してくれない。

（対応・対策）

- 面接を実施し、生徒本人の意思を確認。
- ・教室に入れない理由を本人なりに考えており、改善しようとする意思が窺えた。
- ・教科によっては特に苦痛を感じると訴えており、その旨学校に伝えた。
- ・幼少期の親子関係により愛着形成に懸念されるところがあったことがわかった。

（結果）

- 生育歴専門機関への相談を提案した。
- ・出席しなければならぬ、どうにかしたいという気持ちがプレッシャーとなり、発熱等の身体症状が出るようになった。
- ・専門機関での検査を望む生徒本人の意向もあり、関係者と対応を検討することとなった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度にスクールソーシャルワーカーを配置している市町教育委員会、配置県立学校からの調査票の結果によると、スクールソーシャルワーカーの活動について、（1）「児童生徒・保護者・教職員等に対する支援や相談に効果があった」に89.6%、（2）「関係機関等とのネットワークの構築について効果があった」に82.7%、（3）「学校内における組織体制の構築・支援に効果があった」に68.9%の回答があった。いずれもスクールソーシャルワーカーが活動することにより学校だけでは解決することが困難な課題を抱える家庭に早期介入し、スムーズに関係機関と連携することができたことへの評価である。

（2）今後の課題

学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置に関する要望は年々高まっているが、予算及び人材の確保の課題により希望する全ての学校に配置できず、現場のニーズに応じきれない状況である。特に、本県は離島地域を多く抱えており、医療機関、療育機関など社会資源が少ない離島地域からスクールソーシャルワーカーの配置要望が高く、地域の実情を見据えた配置調整が課題である。

熊本県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の未然防止及び解消のために、学校、家庭、関係機関との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を配置する。

SSWは関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）等を通して、短期的・中期的・長期的な具体的な対応策を立て、それに基づいて課題解決を図っていくための活動を行う。

(2) 配置・採用計画上の工夫

平成28年度は、県内すべての教育事務所、1市教育委員会3拠点中学校及び県立高校5校（拠点校）に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を対象としている。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

平成28年度の配置人数は24人（精神保健福祉士のみ4人、社会福祉士のみ9人、両資格所有11人）である。任用条件として、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格、SSWとして2年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、1教育事務所当たり、原則として1日6時間、週1日～5日勤務、1県立高校（拠点校）当たり、原則として1日6時間×週4日、1日5時間×週1日勤務とする。

(4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

熊本県教育委員会では、文部科学省のSSW活用事業実施要領に基づき熊本県SSW設置要項を定めている。義務教育課では、事業を「SSW活用事業」として実施要項を作成し、職務内容を教育事務所、市町村教育委員会、学校に対し周知しており、高校教育課では、事業を「SSW配置事業」として実施要項を作成し、職務内容を各県立学校に対し周知している。

また、教育事務所では、サポートチーム等の活用マニュアルを作成し、活用方法等を学校へ周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

ア 県連絡協議会

スーパーバイザー（以下SV）、各教育事務所配置のSSW（全員）及び各市町村のSSW（希望者）

イ 地域事例研究会（各地域で、必要な時期に事例研究及びSVによるスーパービジョンを実施）

関係SSW及び関係教育事務所担当指導主事

(2) 研修回数（頻度）

ア 県連絡協議会・・・年4回（義務教育課）

イ 地域事例研究会・・・各教育事務所 年4回×10教育事務所等（義務教育課）・年1回（高校教育課）

(3) 研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

(4) 特に効果のあった研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置済み

○活用方法 県連絡協議会及び地域事例研究会に参加していただき事例研究及びスーパービジョンを実施。
新規任用SSW研修会での講話及び助言を実施。

(6) 課題

- ・SSWの資質向上につながる研修内容にするため、県の方針、各教育事務所等の意見、SVの意見等を踏まえた研修内容の見直し。
- ・SSWへの支援要請が増加する中で、SSW個人が研修時間を確保すること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善及び関係機関との連携を図った活用事例（③不登校、⑤暴力行為）

- ・生徒Aは、中学1年次に医療機関を受診。しかし、その後母親の意向により受診や服薬が中止となった。家庭環境を改善するため、SSWの支援要請があったが、本人が落ち着いた学校生活を送っていたため直接的な介入はなかった。
- ・中学2年の夏休み明けから不登校状況になり、生徒指導上の問題行動が増えたため、SSWの支援再開の依頼があった。
- ・SSWは、母親との面接を行い、生徒の登校に対する意欲が低下しているため、学校とのつながりが中断しないよう家庭、学校に助言を行う。
- ・母親も含め、学校、スクールサポーター等関係機関でケース会議を開催し今後の取組について協議する。児童相談所への相談について母親の了承が得られたため、児童相談所と日程調整を行い、児童相談所による支援へと繋ぐ。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例（⑥その他）

- ・生徒Bの遅刻や欠席が増え、登校しても元気がないため、SSW支援が始まった。
- ・家庭は、両親が離婚し、母親と弟の3人家族だったが、数年前から母親の交際相手の男性が同居していた。母親が妊娠し男性との結婚が決まったころから、Bの帰宅時間が遅くなり、友人宅に泊まって家に帰らなくなった。
- ・母親は内縁男性に気を遣い、Bを叱ることが増え、Bは家庭に居場所が無くなり、実父を探すようになった。学校やSSWは、Bの気持ちを聴き、母親や内縁男性とも面談を行った。また、Bが家に帰らないため、児童相談所にも相談し、施設の説明も受けた。
- ・母親は初めてBに離婚の経緯を説明し、Bを大事に思っている気持ちを伝えた。祖父母にも入ってもらい、今は母親と内縁男性の家庭から距離を置いたほうがよいということで家族の意見が一致し、Bは祖父実母宅で生活するようになった。母親の気持ちを聞き、実父とも連絡が取れるようになり、Bは将来を考えるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) SSW活用事業の成果

ア SSWの役割や職務内容について、市町村教育委員会、校長会等への啓発が進み、平成28年度も継続して支援した児童生徒数が1,203人となるなど、SSWへの支援要請が多かった。

イ 教師では対応が難しかった家庭の問題等について、SSWが、その専門性を発揮し、関係機関等と協力しながら、経済面、心理面等からの的確に助言し、多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等の改善が見られるようになった。また、担任が一人で抱え込まないように、全職員の意識を高め、組織としての指導支援が行われるよう支援を行った。

ウ 公立小中学校では、単県事業として各教育事務所等に配置し、日常的な個別相談を行う「学校支援アドバイザー」とSSWが連携し、情報を共有し支援することができた。

また、平成28年度も、スクールカウンセラーを学校配置の他に全教育事務所等にも配置したので、教育事務所長等のリーダーシップのもと、三者が連携し、役割分担をしながら、保護者や児童生徒に対して的確なアドバイスや支援を行うことができた。

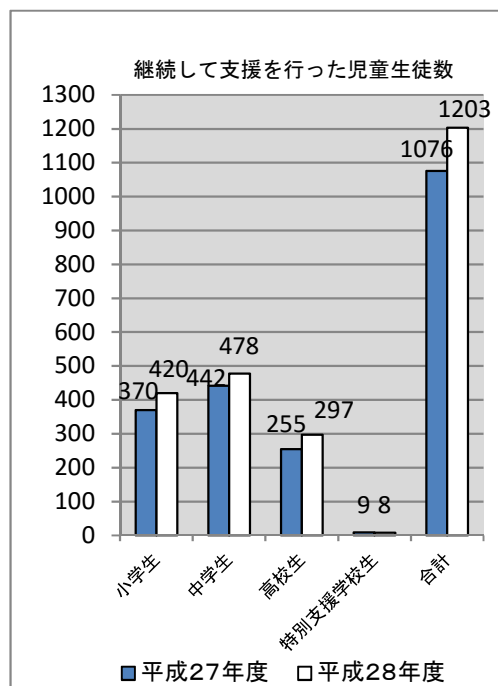
エ SSWの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図られるようになり、いじめや不登校を始め、生徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築が進んだ。

(2) 今後の課題

ア SSWが取り組んでいる事例以外にも、各学校には様々な問題を抱えた生徒がおり、SSWへのニーズは高い。全ての事案に対してSSWが対応することは難しく、軽微な事案については学校で対応できるよう、校内研修等において、SSWが行う福祉的手法について啓発を図る必要がある。

イ 熊本地震で被災した児童生徒の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も喫緊の課題であることから、SSWの更なる配置拡充が求められるが、予算の確保及び社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を持つ人材の確保が課題である。

ウ 事象の複雑化に伴い、定期的にスーパービジョンが実施できるよう、SVとの連携体制に工夫を図る必要がある。



大分県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉の専門家として問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校におけるチーム体制の構築・支援などの役割を担うSSWを配置することで、児童生徒の問題の改善、学校における生徒指導・教育相談体制の一層の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・平成30年度に全中学校区へ配置するため、市町村教育委員会と連携し年次進行で配置拡充している。
- ・経験を積んでいるスクールソーシャルワーカーと未経験の方を組合せ、資質の向上を図っている

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：市町村教育委員会21名、県立学校8名

資格：社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者

勤務形態：1日6時間 週2日 年間48週

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

目的・SSWの職務・勤務時間・配置校・学校の体制・SSWの庶務
年度当初、文書配布し周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・年1回（2時間程度）

（3）研修内容

- ・スクールカウンセラーの研修等共同開催し、対応事例の検討

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ケース検討会の中で、個々のケースに応じた多様な関わり方や他機関との有効な連携の図り方についての意見交換

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 無

（6）課題

- ・対応事例が多様化しており、スクールソーシャルワーカーの資質向上が求められている。家庭や児童生徒、学校のニーズに応えられるためのスキルアップを目的とした研修の充実が求められている。
- ・有資格者の人材確保が課題であるとともに、勤務日数が限られていることから即時対応が難しい状況である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭不和を要因とする不登校問題解決のための活用事例（③不登校⑤暴力行為）

中学2年生の秋から欠席が続いていた男子生徒。小学校の頃から友だちとのトラブルが多くあった。親の不仲や養育力の低さも見受けられたため、学校と児童相談所、福祉、警察、保健所等様々な関係機関が連携しながら家庭支援を図ってきた。しかし、母親が家庭訪問等を拒むようになり介入が困難になった。本児中学3年生からスクールソーシャルワーカーが支援チームに加入（平成28年5月配置）。スクールソーシャルワーカーの具体的な対応として、校内体制の再構築、家庭訪問記録表を使った情報共有、定期的なケース会議の開催による関係機関との連携強化を行った。ケース会議を重ねる中で、支援目標を本児の進路決定とし、各機関の役割分担を明確にし、親へのアプローチから方向転換し、本人の自立に向けた取組を進めた。支援計画に基づく学校長・担任による家庭訪問時、本児が進学したいと発言。即、ケース会議を開き進学先、母親・本児の本心を聞き進言できるキーパーソンを検討。青少年自立サポートセンター職員でもあるスクールカウンセラーと連携し、情報収集を行い出願、受験、入学、入学後の支援について細かく立案。役割分担及び情報共有のルートを確認し実施。高校進学を実現した。スクールソーシャルワーカーが、アセスメント、プランニング、モニタリングをチームの中心となって行うことで、チーム学校としての対応が促進されたこと、各機関が役割を明確にし、あきらめずに支援を行ったことで進路実現に至った。

【事例2】発達障害・家庭環境を要因とする問題行動解決のための活用事例（⑤発達障害等に関する問題⑥暴力行為）

複雑な家庭環境による愛着障害の傾向がある男児。かっとなると、物を投げる、暴力をふるう、暴言を吐くなど問題行動が絶えない。問題行動について学校から家庭へ連絡すると「相手が先にしかけたはず、うちの子は悪くない」と学校の対応に不満を募らせる。問題行動は改善されず、家庭と学校との関係も膠着状態に陥った。この事例に対し、スクールソーシャルワーカーを週1学校へ派遣し、本児の行動観察、定期的な面談を実施した。本児との関係づくりを進める中で、保護者の本児へのかかわり方の改善、本児の発達検査の実施が必要であると判断。児童相談所へ連携を求め、本児の面談及び検査を行った。児相の心理士から本児が友達とよい関係を築きたいと願っていることなどの情報を受ける。スクールソーシャルワーカーから学校へ本児の対応について学校全体で情報共有することを進言。学校体制を整えていくと同時に、スクールソーシャルワーカーが本児へSSTを数回実施。さらに担任と連携し学級でのSSTも行った。その結果、本児は徐々に感情のコントロールができるようになり、問題行動が減ってきている。しかし、本児と保護者との関係改善には至っておらず、現在保護者へのアプローチを模索中である。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・校内体制の構築、他機関との連携によるチーム支援の充実が図られた。
- ・SSW配置初年度であったので、SSWの役割について学校に周知することができた。
- ・活用については、SSWと協議しながら現状に応じて柔軟に対応し問題の解決に向けた支援を実施することができた。
- ・児童生徒課題解決に向けて取り組んだ件数：のべ1289件
- ・学校・家庭・関係機関等への訪問回数：1005回

（2）今後の課題

- ・SSWの増員（他の仕事との兼務等で、緊急対応が困難な状況がある。）
- ・SSWの活用方法等の学校への更なる周知と教育相談コーディネーターの位置づけ等校内体制の整備。

宮崎教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有する専門家を「スクールソーシャルワーカー」として学校などに派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図れるように、各教育事務所（中部・南部・北部）にスクールソーシャルワーカーを配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】・12名

（内訳）中部教育事務所 6名 ・南部教育事務所 3名 ・北部教育事務所 2名 SV 1名

【資格】・精神保健福祉士・社会福祉士・認定心理士・看護師・幼、小、中、高等学校教諭免許状 等

【勤務形態】・1日あたり6時間、勤務日数125日を基本とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本県では、「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」、「SSWの活用に関するQ&A」を作成し、事業の趣旨、内容や実施方法の周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー12名（スーパーバイザー1名を含む）

（2）研修回数（頻度）

- ・ 県教育委員会主催 年3回 ・各教育事務所主催 毎月1回

（3）研修内容

【県教育委員会主催】

- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー合同連絡協議会（3回）
教育相談体制の充実に向けた講義・協議を実施する。

【各教育事務所】

- ・ スクールソーシャルワーカー研修会（運営協議会）
事例に基づく協議・情報共有を行う。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 各学校の教育相談担当者及びスクールカウンセラーと合同での連絡協議会を開催し、情報の共有及び教育相談体制の充実に向けた協議を実施することにより関係者の連携が深まった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ SVの設置

- ・ 県内に1名配置

○ 活用方法

- ・ スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談、教育委員会が主催する研修会等での講義

（6）課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質の向上に向けた研修の充実
- ・ スクールソーシャルワーカーの勤務条件等の充実
- ・ スーパーバイザーの有効活用

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題対応のための活用事例（①貧困対策、②いじめ、③不登校）

母子家庭であり、3人兄弟。母親は、借金を抱え経済的に厳しい状況。家はゴミが散乱し、風呂も使えない状況であった。

長男は不登校で、毎日ゴミの中でゲームをして過ごしていた。「学校の勉強がわからない」、「学校でくさいと言われた」ことから登校できなくなった。

母親は、「子どもが言うことを聞かない」、「借金の利子で生活が厳しい」、「電気やガスが止められ食事が作れない」ことを悩んでいた。

学校と家庭との関係性が良い状況でなかったため、学校からの要請によりSSWが介入し、学校と家庭とのつなぎに関わった。同時に、関係機関を集めケース会議を行い、母親と本人の困り感解消の手立てを協議し、役割分担をした。

1年間を要したが、生活環境はある程度改善した。長男は不登校傾向を繰り返しながらも登校を始め、学校が登校誘導を繰り返すことで、最終的に不登校が解消された。

【事例2】不登校対応のための活用事例（③不登校、⑥発達障害に関する問題）

両親と3兄弟の家庭で、父親は仕事が忙しく殆ど休みがない。母親は知的障害がある可能性。

一番下の次男（小6）が不登校の状況にあり、母に連れられ登校した場合も母の服を離さず、シューズの履き替えなども一人でできない。

学校は母親と連絡を取り合うことはできていたが、母親は学校に対してのクレームが非常に多く、学校も対応に苦慮していた。

母親と本人の困り感を正確につかむため、SSWによる面談を実施したところ、学校や担任に対しての誤解があることや父親の仕事の状況などを学校には知らせていないことなどがわかったため、校内ケース会議で情報を共有した。また、市の福祉課にも連絡し、母親と本人へのサポートを依頼した。

その後、学校は父親とも連携しながら状況改善に取り組んだことで、担任と父親との関係が良好になり、児童の学校復帰に繋がり卒業まで欠席することはなかった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○ 平成28年度の対応件数が685件となり、支援対象となった児童生徒数も増加した。学校とSSWの連携が進んでいると考えられる。

（支援対象児童生徒数の推移）

平成26年度（353人） 平成27年度（379人） 平成28年度（485人）

○ 平成28年度にSSWを増員したことが、対応件数や支援対象となった児童生徒数の増加に繋がったと考える。また同時に、各学校の教育相談体制の充実が図られたことと、SSWの活動に対しての認知が高まったこともその要因であると考えられる。

（2）今後の課題

○ 支援件数が大幅に増加している反面、支援件数に対する解消率（好転も含む）が、伸び悩んでいる。

平成26年度（34.4%） 平成27年度（26.7%） 平成28年度（31.1%）

○ 「問題が解決」と判断する基準が明確でなくSSWの主観によるところが大きく、判断に苦慮する。

鹿児島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、派遣形態等については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村の希望を踏まえて、設定するようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー6人を6町に配置、県広域スクールソーシャルワーカー3人
- ・社会福祉士1人、社会福祉士かつ精神保健福祉士1人、教員免許2人、臨床心理士等2人、その他3人
- ・派遣型7人、拠点校型2人

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ア 事業内容…研修会等の開催、連絡協議会の開催、スクールソーシャルワーカーとしての業務推進 等

イ スクールソーシャルワーカーの職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への積極的な働き掛け
- ・福祉機関等の関係機関・団体との連携・調整、ネットワークの構築の充実推進
- ・学校内におけるチーム体制の構築及び支援の充実
- ・保護者、教職員等に対する相談・支援・情報提供
- ・教職員等への研修活動 など

ウ 県の活動方針を各町に示し、各町の実態に応じて活動方針を作成するとともに、スクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ア 委託町のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

イ 委託町以外のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

（2）研修回数（頻度）

県としては、年3回実施（年2回開催の連絡協議会においても研修に係る内容を含めている）

（3）研修内容

- ・「スクールソーシャルワーカーの活動の現状と課題について」鹿児島国際大学教授 岩井 浩英
- ・「不登校の現状と効果的なスクールソーシャルワーカーのあり方」
国立教育政策研究所総括研究官 中野 澄
- ・「不登校に対応するチーム学校のあり方について」文教大学教授 柳生 和男

（4）特に効果のあった研修内容

ア スクールソーシャルワーカーと関係機関との連携に関する理解

イ スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携による支援

ウ 支援計画シート等を使ったアセスメントに係る演習

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：広域スクールソーシャルワーカー3人（大学教授と有資格者・経験豊富なSSW）

○活用方法：①困難事案に関する各市町配置のスクールソーシャルワーカーの支援、②市町配置の

(6) 課題

- ア 事例に基づいた研修の深化
- イ スクールカウンセラーとの連携、及びスクールソーシャルワーカー間の連携

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童生徒の自尊感情を高めるための活用事例 (③不登校)

- スクールソーシャルワーカーの取組
 - ・学校との調整や仲介などを行うと共に、生徒の実態（心情面を中心）について把握する。
 - ・家庭訪問を行い、生徒に自尊感情を高めたり、多面的な見方をもたせたりする。
 - ・「やればできる」という自信を少しずつもたせるために、信頼関係を深める。
- チーム学校としての取組
 - ・家庭訪問での生徒の様子を学級担任に伝えたり、学校の様子を生徒に伝えたりする。
 - ・生徒の精神状態を勘案して、学校と相談しながら適度に登校刺激を促す。
 - ・関係機関とのケース会議を行い、調整・連携を取りながらネットワークの構築を図る。

【事例2】児童の生活習慣を確立させるための活用事例 (⑥その他(家庭環境の問題))

- スクールソーシャルワーカーの取組
 - ・学校との調整や仲介などを行うと共に、児童の生活習慣の実態について把握する。
 - ・家庭訪問を行い、保護者の願いや考え、家庭環境について把握する。
 - ・児童や保護者の教育相談や支援を行う。(児童生徒の側に立って支援を行う。)
- チーム学校としての取組
 - ・児童相談所や保健福祉課との連携を図り、ケース会議に参加し、実態や対応策について述べる。
 - ・学校の管理職や学級担任との連携を図り、児童への指導の仕方や関わり方について助言する。
 - ・地域との連携を図り、児童が置かれた様々な環境の問題への働きかけをする。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

活用事業における実施町と市町単独予算による実施市町の数が昨年と異なるため前年度との比較は難しいが、特に次の点で成果が見られた。

- ア 支援件数に対し、約40.5%の問題が解決または好転している。
- イ 各市町の学校への周知により、教員のスクールソーシャルワーカーの役割や必要性についての理解が深まっている。
- ウ 学校、スクールカウンセラーとの情報交換会の中で、役割分担がなされ行動連携ができるようになった。

(2) 今後の課題

- ア スクールソーシャルワーカーの役割について学校現場に理解されるようになり、ニーズも高まっている。一方、活動回数や時間数の不足から対象児童生徒への十分な支援ができていない。県の予算を拡充し活動回数、時間を増やすとともに、実施していない市町へと拡充していくような方策が必要である。
- イ 社会福祉士、精神保健福祉士等が都市部に集中しており、有資格者をスクールソーシャルワーカーとして活用することが難しい市町村がある。また、資質向上を図るための研修会について充実させる必要がある。
- ウ 学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがチームとして活動する必要から、年1回研修会を継続的に実施する必要がある。

沖縄県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題行動の背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っているため、関係機関等と連携・調整し、児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）に対する働きかけが必要である。スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）は、教育と福祉の両面において専門的な知識・技術を有するとともに、学校、家庭、地域等、児童生徒にかかわる全ての背景や状況を視野に入れて判断し、校内体制づくりや関係機関とのネットワークの構築など、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。このような活動を通して、不登校やいじめ、児童虐待等の未然防止、早期発見及び早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に、問題を抱える学校を選定し、SSWの配置により問題が軽減されると予想される学校に配置する。
- 要請のある学校及び児童生徒の在籍数の多い小・中学校を中心に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 18名
- ② 有資格者 6名
（社会福祉士・精神保健福祉士1名、社会福祉士1名、教員免許1名、社会福祉主事任用2名）
- ③ 勤務形態 月16日以内、1日6時間、年間176日（拠点16名、派遣2名）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

『沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）』（公表）に「・・・学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。」と掲載し、県民に広く周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県配置SSW、小中アシスト相談員、心の教室相談員、市町村配置の教育相談員、就学支援員
登校支援員、スクールサポーター、家庭児童支援員等

（2）研修回数（頻度）

- 県スクールソーシャルワーカー連絡協議会 年1回（本庁開催）
- 県生徒指導関連事業相談員等連絡協議会 毎月1回（教育事務所開催）
- 地区教育相談員等連絡協議会 年6～7回（教育事務所開催）

（3）研修内容

- 教育相談活動の現状と課題及び情報交換
- 子ども理解に関する講演
- 困難事例等の検討、対応策についての協議

（4）特に効果のあった研修内容

- 生徒指導担当者研修会、教育相談担当者研修会等の合同開催を企画し、そこに県配置SSWも参加したことにより互いの連携の必要性を確認することができた。
- 教育相談活動の現状と課題及び情報交換により、県配置SSWと各関係機関の相談員や支援員等との連携に向けた関係が深まり、お互いの役割について理解することができた。
- 元公立学校長による子ども理解に関する講演により、教育に対する考え方、子どものやる気を引き出すスキルや考え方等について理解を深めることができた。

- 事例検討と対応策についての協議において、課題の多い複雑な事例を共有、検討することで、より多くの支援方法やアイデアが得られた。また、問題を共有することで抱え込みの防止につながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- スーパーバイザーの設置 設置無し
- 引き続き大学教授等の有識者に協力を求める予定

(6) 課題

- S S Wの資質向上に向けた、精神科医や大学教授などを講師とした研修内容の充実
- 県配置 S S Wと市町村が配置する S S W等と連携し、複雑化・多様化する問題行動等の課題に対応できるよう、各研修会の合同開催及びの研修内容の充実

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例 (③不登校)

〈母子世帯で不登校を起こしているケースへの対応〉

保護者と連絡が取れない中、県配置 S S Wが粘り強く養護教諭や先生方と連携協力しながら、保護者に対し生活保護申請の手続きにつなぎ就労支援を行うことができた。保護者の安定と共に、徐々にではあるが不登校にある生徒の表情も良くなり、改善の兆しが見られるようになった。現在も保護者との面談や支援は続いている。

【事例2】福祉機関等と連携した活用事例 (⑥その他)

〈母親の心身の健康から不登校を起こしているケースへの対応〉

不登校児童について生活現状を確認すると、母親の状況に課題があることが分かり、母親を心療内科につなぐことができた。その際、管理職をはじめ、県配置 S S Wや幼稚園教諭、子育て支援課、福祉課、生活保護ケースワーカーと情報交換を行った。母親の安定により児童は登校できるようになっているが現在も支援は続いている。

【事例3】心身・保健に関する問題に関する活用事例 (⑥その他)

〈保護者のアルコール依存から不登校を起こしているケースへの対応〉

家庭訪問や電話連絡等により、時間をかけて信頼関係を構築し、丁寧な寄添いにより保護者を医療機関へつなぐことができた。また生徒に対しては、各種相談員が連携し支援ができるよう、校内委員会などで情報交換を行い生徒の支援体制を確立することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 保護者に寄り添い、一緒に生活保護申請などの手続きを行うことから、保護者からの信頼も得られ、生活環境の改善につながった。
- 継続して県配置 S S Wを配置した学校においては、S S Wの働きかけにより、学校と関係機関（児童相談所、市町村の福祉部局、適応指導教室、教育委員会等）との連携が密になった。
- 継続して県配置 S S Wを配置する地区においては、不登校の現状として、小・中学校ともに増加傾向であったが、約半数近くが登校復帰につながっている。これは、家庭支援・保護者支援が必要なケースが増える中、県配置 S S Wの働きによる、学校と関係機関等と連携した支援体制の構築が要因であると考えられる。

(2) 今後の課題

- 子どもが抱える問題行動の背景が複雑化する中、学校における S S Wの役割は大きいと考える。S S Wが全市町村及び学校に配置されるよう事業拡充の必要を感じる。
- S S Wの専門性に見合った処遇が十分に受けられていないため、優秀な人材が他に流出する例が見られることから処遇改善を図る必要がある。
- S S Wの業務内容について、支援を要する児童生徒の保護者や地域に対し、更なる周知を図る。
- S S Wの資質向上に向け、研修内容を充実させる。

札幌市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為等生徒指導上の課題が多様化、複雑化、個別化している現状に対して、学校と福祉機関等が連携した支援が必要であり、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒のおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを10名委嘱し、教育委員会は、学校長から派遣依頼があった場合など、必要に応じて市立学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー10名（うち1名はスーパーバイザー兼務）
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教員免許状
- ・勤務形態：1人年間180時間（1回3時間×週2回×年間30週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は定めていないが、平成20年4月にスクールソーシャルワーカー活用事業実施要項を定め、年度ごとに見直しをしている。また、生徒指導研究協議会でスクールソーシャルワーカーの活用について資料を作成し、周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー10名

（2）研修回数（頻度）

月に1度

（3）研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応しているケースについて、持ち回りで事例検討を行い、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーが必要に応じて助言している。

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカー全員が集まり、それぞれが抱えているケースの対応について交流を行うことは、家庭や児童生徒への支援に係る多くの情報を得ることができるなど、問題を抱えている児童生徒及び保護者へのより適切な対応につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有

○活用方法

- ・前述の研修会において、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。
- ・学校からの相談について、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。

（6）課題

他の仕事に従事しているスクールソーシャルワーカーもいることから、月に1回の研修会が遅い時間帯の開催であったり、その時間が十分に確保できなかつたりすることがあった。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善の活用事例（③不登校）

母は夫からのDVで2年前に離婚。1年前、当該児童は教室で他児が担任に厳しく叱責されたことに恐怖感を抱き、徐々に登校できなくなった。「先生が来ることで子どもも自分もストレスになる」と母は教員の関わりを一切拒否。唯一生活保護のケースワーカー（CW）が家庭訪問にて本児の様子を確認できている状況であった。学校より要請を受けSSWを派遣。SSWからCWへ家庭訪問に同行させてもらうことを依頼。「SSWは教員ではない立場の人」を強調してもらったことと、CWを信頼していたことから母はSSW同行を承諾。本児・母より学校に対する思いや困りごとなど伺うことができ、今後定期的にSSWが家庭訪問し、本児との交流や母との相談を行なっていくこととなった。その後、区の家庭児童相談室の協力も得て、月に一度の訪問支援を継続。支援開始から数か月、母を交えたケース会議を学校で開催。本児と学校との接点をどうつくるか等が話し合われた。後日教員の家庭訪問を本児に打診し承諾。教員がSSWの訪問に同行し、本児と工作を行うなどして過ごすことができた。登校再開には至っていないが教員と本児との定期的な交流が出来るようになった。母の学校に対する不信感も軽減することができ、中学進学に向けての相談を行なっているところである。

【事例2】不登校及び家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策③不登校⑥その他）

当該児童は小学生の頃より欠席が多かったが、中学校に入学してからはほとんど登校しなくなった。担任が家庭訪問すると会えるが、昼夜逆転生活により朝起きられないことが不登校の原因だと思われた。また保護者は本児の不登校に対しての問題意識は低く、むしろ本児には家事や祖父母の介護の手伝いを期待されていることから、家庭環境の調整が必要と考えられ、学校からの要請を受けSSWが学校へ派遣された。担任からの情報で本児には学力面での課題があることが、また本児自身からは学校へ行きたい気持ちはあるが、欠席が長く続いたため同級生に会いたくなくて、学校から足が遠のいてしまことと授業がわからないとの話が聞かれた。

後日、SSWは母と面接し、小学校低学年で療育手帳の申請をしたが非該当となったことを確認した。そこで児童相談所と連絡をとり再度療育手帳の申請をすることを提案し、介護保険サービスを利用していない祖父母に関する相談先として地域包括支援センターを紹介した。学校では週2回別室登校にて相談支援パートナーを中心に本児の学力に応じた個別学習を開始し、別室登校に慣れてきたころから週1回は担任の担当する教科の授業は教室に入室するようになった。また療育手帳を取得し、SSWも同行して実際に高等支援学校を見学することで本児自身の進学に対する意欲が高まった。現在は志望校に入学し、欠席することなく通学している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校が家庭と連携を図ることが困難で対応に苦慮している事例に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭に働きかけたり関係機関等とのネットワークを構築したりするなど、コーディネーター役として専門性を発揮することができた。
- ・スクールソーシャルワーカーを1名増員したこともあるが、平成28年度の対応児童生徒数は、平成27年度より137名増加するなど各学校へのスクールソーシャルワーカー活用事業の周知が進んだ成果と考えられる。

（2）今後の課題

- ・平成28年度の不登校児童生徒の支援状況は、支援した児童生徒の約25%については問題が解決、もしくは支援中であるが好転したと状況の改善が見られたが、今後、状況の改善を目指して取り組む必要がある。
- ・困難事案を抱えている学校は、スクールソーシャルワーカーの派遣によって問題が早期に解決することを期待するが、状況の改善には時間を要することが多い。スクールソーシャルワーカーの対応は、福祉的なかかわりを継続することが基本であることなど、学校や関係機関にスクールソーシャルワーカーの役割や活動について理解を求めていく必要がある。

さいたま市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、子どもの貧困など、児童生徒の問題行動等の背景にある家庭、地域、学校等の「環境」の問題を抱えた児童生徒に対し、環境に働き掛け、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、福祉等の専門的知識を用いて、課題解決への対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○配置 市内6か所の教育相談室

○派遣 全ての市立学校へ定期的に派遣するとともに、学校からの要請に応じて派遣をしている

※定期訪問：小・中学校は月1日、市立高等・特別支援学校は学期に1日

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 20人

○資格 精神保健福祉士7人 社会福祉士5人 教員免許10人 ※重複あり

○勤務形態 週あたり5日、1日当たり5時間45分

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○『さいたま市SSWガイドブック』を作成し、全ての市立学校へ配付をしている。

○教育相談室の指導主事や精神保健福祉士とともに全ての市立学校へ訪問し、各校の実態に応じたSSWの役割について、管理職と協議を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW、SC、さわやか相談員、教育相談主任

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会（3回）、事例検討会（2回）、実務に関する研修会（2回）

（3）研修内容

○さいたま市の教育相談体制に関する講義

○SSWの役割や業務内容について

○子どもの理解に関する講演

○事例検討会

（4）特に効果のあった研修内容

○講師を招いての研修

SSWが支援する家庭に多い「ヤングケアラー」について、実態や必要な支援等を学んだ。

○困難事例対応研修

児童虐待などの困難事例への対応について、「サインズ・オブ・セーフティ」、「ソリューションフォーカストアプローチ」という専門的知識を学び、「サインズ・オブ・セーフティ」を用いて事例検討を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：教育委員会の精神保健福祉士（常勤職員）6名

○活用方法：教育相談室配置のため、全ての担当ケースにおいてSVを受けられる体制を整えている。

（6）課題

○SSWの資質向上

○管理職や教職員、SC、さわやか相談員等との校内連携の在り方

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】経済的困窮支援のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

本人は中学校3年生、不登校。父母の離婚により、経済的に困窮。学校よりスクールソーシャルワーカーに依頼があり、支援を開始した。母が外国籍で日本語の読み書きに困難があり、生活保護申請等の支援を行った。また、生活保護受給前に、生活困窮者支援の相談や、社会福祉協議会の食糧支援等を関係する機関へ依頼するといった支援も行った。これまで、本人が母の代わりに行ってきた行政手続きを、スクールソーシャルワーカーが母と一緒にこなすことにより、本人の大人に頼っても良いという安心感につながったのか、本人から不登校、高校進学に向けての相談を受けるようになった。さらに、高校進学については、本人や母の意向をスクールソーシャルワーカーが担任へ代弁し、三者面談で担任から適切な情報を伝えてもらった。

【事例2】不登校児童生徒のための活用事例（③不登校、④児童虐待）

本人は中学3年生、不登校。本人が担任に母から暴力を振られていることを相談したため、学校よりスクールソーシャルワーカーに依頼があり支援を開始した。本人の話では、母は学習や進路への思いが強く、学校や勉強のことで言い合いになると暴力を振るうという。スクールソーシャルワーカーは担任や管理職と母との面談に同席し、母の気持ちを聞きながら子どもの安全について話をしたが、母は暴力については認めず、頑なに相談を拒否した。そのため、スクールソーシャルワーカーは児童相談所に相談を行いながら、学校で担任や養護教諭等と本人の様子や安全の確認を継続して行った。児童相談所の介入もあり、母から本人への暴力はなくなり、本人と母は話が少しできるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

<活動件数>

学校訪問 2609回 （定期訪問：1863回、要請訪問：746回）

家庭訪問 652回

関係機関等への訪問 80回

<支援実績>

支援件数 1040件 （小学校：677件、中学校：361件、特別支援学校：2件）

	不登校		家庭の課題（貧困、児童虐待含む）	
	件数	改善率	件数	改善率
平成28年度	542件	47%	749件	31%

（2）今後の課題

- ・有資格者やSSW経験者等の人材の確保。
- ・SSWの学校派遣回数増加。
- ・教育委員会の精神保健福祉士の資格を持つ職員によるSVの在り方。
- ・SSWについて、教職員へのさらなる周知や校内体制の整備。

千葉市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことにより、各学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会（指導課2名、教育センター1名、養護教育センター1名）に配置することにより、担当指導主事、スーパーバイザー、スクールカウンセラー、関係機関との連携がスムーズに行える環境となっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・社会福祉士 4名（うち3名は教員免許状あり）
- ・年間560時間勤務（週4日、1日4時間勤務を原則としている）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活用指針は策定し、SSWには周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 全スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- 研修会：年3回
- 定例会：月1回程度

（3）研修内容

- 研修会：活動方針及び計画について、教育関係機関の施設見学・事業説明、講話
- 定例会：事例検討、情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- 教育関係機関の施設を訪問することで、より連携が取りやすくなった。
- 事例検討を行うことで、SSWの意見交流や意識の統率が図れる。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 統括スーパーバイザーを設置し、SC・SVを含めた組織的な相談体制をとっている
- 活用方法 定例会等におけるスーパービジョンの場と、ケース会議の前後に助言できる場を設定している。

（6）課題

- 新人スクールソーシャルワーカーが増加することから、1～3年目の新人研修のあり方を検討しなければならない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（⑥）

(1) 家庭環境及び本人・家族の状況

中学校2年の双子の姉妹と母親の3人家庭。アパートの廊下まであふれるほど、家ごみ屋敷状態になっており、流しや風呂が使用できない。姉妹はスポーツクラブに入会し、クラブで入浴しているが、食事に関しては母親が調理した食事を食べることがない。高校受験を控えているが、自宅では学習ができないため、公民館やコンビニエンスストアのイートインスペースを利用して学習している。

母親は精神疾患があるが、継続的な受診ができず、就労についても意欲があまりない。ゴミ屋敷について、気にはしているが、どうしていいかわからないと言って、具体的な行動がとれない。

(2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

- ・姉妹の学習と生活の場所を見つけ、紹介できるようにする。
- ・母親の精神的な安定のため、継続的な受診ができるような手立てを検討する。
- ・ゴミ屋敷の解消のため、関係機関に働きかける。

(3) 経過

- ・自治体の学習支援事業を紹介し、姉妹で受けられるようになった。
- ・NPO法人の支援で、母親の受診が行われるようになり、精神的に安定するようになった。
- ・生活支援サービスに依頼し、徐々にゴミを撤去し、生活環境も改善された。

【事例2】DV避難のための活用事例（④⑥）

(1) 家庭環境及び本人・家族の状況

中学校3年女子と両親の3人家族。父から母へのDVがあり、数年前、母が実家に避難したことがあるが、父からの度重なる電話等に辟易して自宅に戻った。その後、父は猫を頻りに捨ってくるようになり、50匹近い猫を飼育しており、糞尿等のために悪臭もひどく、生活環境は劣悪である。

(2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

- ・中学校が母親と連絡を取り、教頭との面談時にSSWが同席して、直接母親の意向を聴き取る。
- ・離婚して、母子で避難するという母親の意向を確認したのち、関係機関と連携を取り、受け入れ態勢を整える。
- ・児童相談所、こども家庭課と情報共有し、期日を決めてDV避難することとした。

(3) 経過

父親に、母子の動向を悟られぬように配慮しつつ、DV避難を行った。現在母子寮で平穏な生活をしている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 昨年度89件の支援を行い、52件について「問題が解決」あるいは「支援中であるが好転」した。今年度は7月末日現在で71件の支援を行っている。
- 教育センター、養護教育センターに配置したことにより、両センターの相談事案にSSWの助言が可能となった。

(2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカーの増員に伴い、人材を確保すること。
- スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図ること。
- 長期化、複雑化する事案へのより良い対応と見極めを行うこと。
- 個人情報保護の観点から、関係機関との適切な情報共有のあり方を検討すること。

横浜市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市では、スクールソーシャルワーカー活用事業のねらいを「児童生徒への支援や課題の解決のため学校の組織的取り組みの中心的役割を担う児童支援・生徒指導専任教諭、特別支援教育コーディネーター等がスクールソーシャルワーカーと協働し、問題を抱える児童生徒を支援するとともに、その支援の過程で学校自らの問題解決力をつけていくこと」としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

4つの方面学校教育事務所に配置。学校の要請に応じて、指導主事を含めた課題解決支援チームの一員として派遣している。

事業開始から行政区に各1名のスクールソーシャルワーカーの配置を目指し、平成27年度に配置を完了。次期は人材育成と平成31年度に向けた増員を課題と捉え、平成28年度は人材育成や事業計画等を担当する統括スクールソーシャルワーカー1名を事業担当課（人権教育・児童生徒課）に配置した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：23名 資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、教員免許、臨床心理士等

勤務形態：非常勤嘱託員（特別職）／週30時間勤務（7.5時間×4日）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本市の活用事業は、児童支援・生徒指導専任との協働にある。そのあり方について、平成24年度に「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を作成し全校に配布。平成26年度に「スクールソーシャルワーカー活用リーフレット」を作成し全校と関係機関に配布。これらを基に、平成31年度に向けガイドライン作成の準備を開始した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全てのスクールソーシャルワーカー

（2）研修回数：（3）研修内容

（SSW：スクールソーシャルワーク）

全体研修：年6回：機関連携、緊急対応、SSW事業プログラム、児童福祉、発達心理等

新任研修：年10回：SSW概論、支援の実際、学校・教員文化、校内分掌、発達心理等

（4）特に効果のあった研修内容

児童福祉・発達心理（支援計画立案の根拠となるため、他領域からSSWになったワーカーに有効）

SSW事業プログラム（実践の振り返りができるため、全ワーカーに有効）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有（大学教授3名、児童精神科医1名）

○活用方法：各方面で年1回のグループスーパービジョン（事例検討）を実施

全市で年2回のグループスーパービジョン（事例検討）を実施

（6）課題

- ・ ソーシャルワークの知識や技術のレベルに応じた研修体制を構築しにくい。
- ・ 研修内が実践に活かされていらない。
- ・ 他機関を知るための研修が十分ではない。
- ・ 事業の十分な検証が行えていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】特別支援学校在籍児童への支援のための活用事例（①、④、⑤、⑥）

(1) ケース概要

特別支援学校（小学部）6年の児童。父は日給制の仕事で、収入は天候に左右される。母はパート勤務。本児は教員や他児童への暴力や暴言により別室にて個別指導。校内で暴れると帰宅後に父親から躰として殴られていた。両親は児童相談所や主任児童委員等の支援を拒否。学校は当該児童の対応に苦慮。

(2) 支援内容

- ・ 訪問前に児童の様子を記録していた学校の記録を入手し、ICF（国際生活機能分類）等を用いて分析。結果を持参して学校を訪問。本児の持つ特性による行動の傾向と対策について教職員と検討した。
- ・ 遠距離通学が疲れやストレスになり暴れることから、本児にかかる負荷を予測しての対応策を立案。
- ・ 本児が希望していた部活動への入部を保護者が経済的な理由から反対することが予測されたため、学校は保管している物品を貸し出し、購入するのは靴一足のみという条件を整えた。
- ・ スクールソーシャルワーカーは地域情報を収集し本児を繋げ、地域での見守り体制を構築した。

(3) 支援後の経過

- ・ 本児は希望だった部活動に入部。地域の見守りを受け、安定した生活を送ることができている。
- ・ 部活動で社会性やルールが身に付き暴力や暴言が減少するのに伴い、父親からの叱責は減った。

【事例2】個別支援級に在籍する不登校の生徒への支援のための活用事例（②・④）

(1) ケース概要

個別支援級中学1年の生徒。母子家庭、生活保護受給中。要対協（ネグレクト）ケース。母には精神疾患があり、児童相談所はアルコール依存を疑い受診を勧奨するも拒否される。母は不適切指導を理由に教職員を責め、本児を登校させていないが、本児には「毎日学校に通いたい」との意思あり。

(2) 支援内容

- ・ 機関連携ケース会議で本児と家庭のアセスメントを実施し課題を整理。目標を「本児の自立」とした。
- ・ 家事支援ヘルパーは、本児の自炊習得のため一緒に調理をした。
- ・ 学校はスクールソーシャルワーカーとともに丁寧にかかわり、中学校生活での不安解消をはかった。

(3) 支援の経過

- ・ 学校は個別ケース検討会議の場を情報共有に留まらず、効果的に活用できるようになった。
- ・ 本児は関係機関に支えられながら登校を再開。高校進学に向け様々な社会経験を積んでいる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

（SSW：スクールソーシャルワーク）

- ・ A学校教育事務所では、スクールソーシャルワーク活用事業を振り返り、分析して得られた課題に沿って利用拡大を図った結果、利用率は前年比約30%増となった。
- ・ B学校教育事務所が所管する中学校では、スクールソーシャルワーカーが参加してスクリーニング会議を実施。全件でアセスメントに基づいた支援を行ったところ、不登校生徒数は前年比約15%減少した。
- ・ 28年度よりSSW事業プログラムを導入。各スクールソーシャルワーカーは年に2回の自己評価に基づき、各自の目標を設定。半期ごとにその達成度を確認することにより、自己の課題に向き合い、スキルアップを図ることができている。

(2) 今後の課題

- ・ 31年度に備え、チーム学校におけるスクールソーシャルワーカーのガイドラインの検討が必要である。
- ・ 人員増にあたっては、育成体制（指導者の配置）の構築が急務である。

川崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等、児童生徒の問題行動については、極めて憂慮すべき状況にある。こうした児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒自身の心の問題とともに、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡みあっていると考えられる。よって、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識を用いて様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、児童生徒の支援を行うことにより課題解決を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

各区役所におかれている教育委員会事務局学校教育部の、区・教育担当の一員として配置し、各区役所のケースワーカーらと連携の上、チームの一員としてそれぞれの専門性を活かし、総合的な子ども支援、学校支援に当たれるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：8人
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士、教員免許
- ・勤務形態：4日/週、29時間/週、市非常勤嘱託職員

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの役割や業務内容、連携可能な関係機関等を載せたマニュアルを作成（平成26年3月）し、スクールソーシャルワーカーに配布。それをベースとしながら、事例研修会や専門研修会において具体的な事例をもとにしながら、さらなる共通理解を図ったり、より活動しやすい体制等について話し合ったりしている。

学校に対しては、年度初めの校長会議で毎年周知している。加えて、活動内容を伝える教職員向けリーフレットをスクールソーシャルワーカーが研修の一環として作成（平成29年3月）し、全校に配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

年13回

（3）研修内容

- ・大学教授より指導・助言を受ける専門研修
- ・実際のケースをもとにした事例研修
- ・スクールカウンセラー等との合同研修
- ・他機関が主催する研修や会議への参加による情報交換
- ・関係機関の視察 等

(4) 特に効果のあった研修内容

すべて

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：なし

(6) 課題

8名のSSWが各区役所に勤務し、常に顔を合わせているわけではなく、また、個々のSSWとしての経験が異なる上に課題も区や学校の状況により様々であるため、8名全員が希望する研修が難しいこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】登校はできているが、孤立しがちな子のための活用事例（①家庭環境の問題、福祉機関との連携）

不衛生な状態で登校し、体臭もきつかった。SSWが母と面談し、就業はしているが母子世帯で生活能力に課題があることがわかった。学校や関係機関と連携し役割分担を行い、身体の清潔や適切な学習環境を整えるため、社会資源につなげた。

【事例2】登校できず、担任との面談もできなくなった子のための活用事例（③不登校）

長期休業明けに数日登校した後、登校しなくなった。担任教諭が自宅へ迎えに行くなどの登校支援を行った結果、一度は登校を再開できたが、再び登校できなくなり自宅に引きこもった。その後は担任が家庭訪問しても本人と会えず、保護者とも連絡が途絶えがちになった。学校長の調整により、SSWが担任に同行する形での家庭訪問が実現し、その後SSWが保護者や本人との面談を重ねた。徐々に明らかになっていった本人の思いや行動の傾向等をもとに、SSWは家庭や学校での対応についてのアドバイスや本人の居場所づくりを行うなどの環境調整をした。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

各区1名以上配置の体制を継続し、周知・啓発に力を入れたことにより、スクールソーシャルワーカーの派遣・活用は年々充実している。平成28年度は前年度に比べ、対応児童生徒数は横ばいではあったが、そのうち継続支援を行っている数が増えた。児童生徒の抱える課題がより複雑化・困難化し、学校がSSWに求める役割がいっそう高まっているのに対し、それに応えるための質的な向上が図られていると考えている。

(2) 今後の課題

教職員やスクールカウンセラー等との連携をいっそう強め、真に支援を要する児童生徒のさらなる掘り起こしを図りたい。

相模原市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

家庭環境に起因すると考えられる長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携・協働し、事態の改善に向けて、福祉の側面から働きかけや支援を行う。

(2) 配置・採用計画上の工夫

青少年相談センター1箇所5名を配置し、学校からの要請に応じて派遣している。原則として南区に1名、中央区に3名、緑区に1名を地区担当とし、担当の学校を明確にした。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

配置	青少年相談センター	5名
資格	社会福祉士	2名
	精神保健福祉士	3名
	その他社会福祉に関する資格	1名
	教員免許状	2名
	心理に関する資格	1名
	その他SSWの職務に関する技能の資格	1名
	資格を有していない	0名

勤務形態 週4回 7.5時間

(4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を策定している。周知方法としては年度始めに学校担当指導主事が各校を訪問し、管理職及び担当教諭に説明している。また、イントラネットにおいて電子データで格納し、教職員なら誰でも閲覧できるようにしている。

(盛り込んでいる主な内容)

1. 本市におけるスクールソーシャルワーク
2. スクールソーシャルワーカーが要請を受ける主なケース
3. スクールソーシャルワーカーの主な活動内容
4. スクールソーシャルワーカーの要請方法
5. 青少年教育カウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携・協働
6. 活用例

など

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー 5名

(2) 研修回数（頻度）

- ①スクールソーシャルワーカーケースモニタリング 年間12回
- ②スクールソーシャルワーカー研修会 年間4回（1回は講演会 3回は事例検討会 どちらも大学教授による）

(3) 研修内容

①ケースモニタリング

スクールソーシャルワーカー5名が継続受理しているすべてのケースをについて、現在の状況の確認及び、今後の方向性を検討する。

②事例検討会

東京学芸大学、高良麻子教授から現在の受理しているケースの中で、複雑な事例をあげ、それについてのスーパーバイズを受ける。

(4) 特に効果のあった研修内容

○事例検討会

現在継続して関わっているケースの中で、非常に複雑化しているケースについて、SSWや指導主事が参加して、今後の方向性等を検討した。そのような中で専門的な立場からの助言をいただくことで、今後の方向性が明確になった。また、そのような中で、新たな視点のめ気がくことができ、今後のケースに関わっていく上でも視野が広がった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 (2)(3)で示した事例検討会としてのスーパーバイズのみ
- 活用方法

(6) 課題

スクールソーシャルワーカーによる支援、研修等により周知が進み、教職員へのソーシャルワークについての意識の向上が図られた。さらに、スクールソーシャルワーカーの学校での活用を進めていく必要がある。そのためにも、現在のスクールソーシャルワーカーの体制（SSWの1箇所の相談室での配置）を検証し、増員や配置体制についての検討を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】「不登校」ための活用事例（例；①貧困対策、③不登校、④児童虐待）

小学校4年生 男子（Aさん）

ひとり親家庭（母子） 生活保護需給世帯

「友達にからかわれた」と、学校に登校できていないAさん。担任の先生が家庭訪問をしてもなかなか会えず、母親も滅多に電話に出なかったため、在籍する小学校から学校担当指導主事に相談があった。指導主事と一緒にSSWが学校を訪問し、先生から詳しく話を聞きいたところ、1年生のときから虐待（ネグレクト）ケースで児童相談所が関わっていることがわかった。そこでまずSSWは、児童相談所のケースワーカーに連絡を取り、学校、児童相談所、青少年相談センターによるケース会議を開催することを提案した。

ケース会議では、虐待は母親の養育力の弱さに起因すると三者で見立て、有効な家庭訪問の方法を話し合った。その結果、学校はAさんに対して登校を促す、児童相談所はネグレクト状況の確認を目的に家庭訪問を行う、SSWは母親の困り感を聴き取るという役割分担を明確にし、今後は定期的にケース会議で情報を共有していくこととした。

このように三者が母子にアプローチをすることで、Aさんや母親に接触できる機会が増え、少しずつですがAさんの生活の様子や気持ち、母親の思いをくみ取ることができるようになり、効果的な支援を行うことができるようになった。

【事例2】「発達障害等に関する問題」のための活用事例（⑥その他（発達障害等に関する問題））

小学校6年生 男子（Bさん）

父、母、祖母（母方）、本人、弟、妹

BさんはADHDと診断が出ていて、服薬中でもある。周りの空気が読めず、トラブルになることが多々あった。学校も登校したり、欠席したりと安定しなかった。母は不安や焦りからたくさんの人と相談する。学校の先生をはじめ、病院、民間の療育の相談機関、スクールカウンセラー等ともつながっている。また、母親の子育て等の不安感から、言葉が乱暴などが見受けられ、虐待（心理的）ケースで児童相談所ともつながりがあった。その結果、つながりのある関係機関や人が多くなってしまい、結果的には関係機関での見立てにズレが生じてしまい、支援が上手く回っていない状況であった。

学校からSSWの派遣要請があり、学校へSSWが訪問し状況等を整理し、ケース会議を開催することを提案した。ケース会議においては、関係機関でのそれぞれの見立てや役割等を確認しあう中で、お互いに見立てにズレがあることを確認し、この家庭や本人への見立てや支援の方向性をどうすべきかを検討し、共通理解することができた。

学校ではBさんへの支援の方向性を適宜保護者に伝え相談していく中で、学校としてできること、できないことを明確にしていく。児童相談所では心理的虐待に関しての家庭へのかかわりを進めていく。スクールカウンセラーはカウンセリングを継続し、その都度見立て等を他の機関に伝える。民間の療育機関では母親、本人との相談を継続していく。SSWは全体の調整役として、コーディネイトをしていく。

SSWのファシリテートにより、各関係機関の役割分担を明確、調整をしていくことで、本人への支援の方向性を一本化することができ、本人が混乱することがなくなった。また、母親自身も不安定さがなくなり、効果的な支援を行うことができるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度の新規相談受理件数は45件で、前年度からの継続件数37件を合わせ82件のケース数となりました。校種別では、小学生が48名中学生が33件、その他が1件で前年度に比べ継続受理ケースが大幅に増加しました。これは、各学校において、早期にSSWを活用する意識の向上とともに、各ケースの背景が複雑化してきているためと考えられます。エリア別ではセンター管内で54件、南相談室管内で17件となり、両管内で87%を占めていますが、前年度と比べると減少しており、相模湖相談室管内や城山相談室管内での件数も少しずつ増えています。受理したケースで表面化している子どもの状態としては「長期欠席」「欠席がち」の状態が92%を占めており、課題となる環境要因としては「養育」や「保護者に係るもの」が前年度同様、多くなっています。支援状況としては、学校や家庭、関係諸機関への「訪問活動」や「校内ケース会議」「関係機関を交えたケース会議」への参加などの支援を実施しました。中でも、家庭訪問の回数や関係機関を交えたケース会議の回数やケース数が大幅に増加しました。

■受理ケース件数・内訳

	平成28年度		平成27年度	
	件数	割合	件数	割合
新規受理ケース件数	45件	55%	27件	50%
前年度からの継続件数	37件	45%	27件	50%
合計	82件	100%	54件	100%
終結件数（割合は「終結/合計」）	19件	23%	17件	31%

校種別	平成28年度		平成27年度	
	件数	割合	件数	割合
小学生	48件	59%	31件	57%
中学生	33件	40%	20件	37%
その他	1件	1%	3件	6%

男女別	平成28年度		平成27年度	
	人数	割合	人数	割合
男子	50人	61%	31人	57%
女子	32人	39%	23人	43%

エリア別	平成28年度		平成27年度	
	件数	割合	件数	割合
相模湖相談室	5件	6%	3件	6%
城山相談室	6件	7%	4件	7%
センター	54件	66%	34件	63%
南相談室	17件	21%	13件	24%

表面化している子どもの状態	平成28年度		平成27年度	
	人数	割合	人数	割合
長期欠席	61人	75%	43人	80%
欠席がち	14人	17%	4人	7%
学校内での問題行動	6人	7%	4人	7%
非行	0人	0%	0人	0%
問題行動の未然防止	0人	0%	0人	0%
その他	1人	1%	3人	6%

課題となる主な環境要因	平成28年度		平成27年度	
	件数	割合	件数	割合
養育	36件	44%	22件	41%
保護者の精神面	18件	22%	12件	22%
親子関係	7件	8%	4件	8%
保護者の考え方	16件	20%	11件	20%
不明	5件	6%	5件	9%

■支援状況

訪問活動回数	平成28年度		平成27年度	
	回数	割合	回数	割合
学校	705回	762回	762回	762回
家庭	337回	196回	196回	196回
関係機関等	123回	152回	152回	152回

校内ケース会議	平成28年度		平成27年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
開催回数	293回	999人	373回	1,329人
扱ったケース数	110件	999人	305件	1,329人
参加教職員数	999人	999人	999人	999人

関係機関を交えたケース会議	平成28年度		平成27年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
開催回数	279回	504人	120回	280人
扱ったケース数	127件	504人	64件	280人
参加教職員数	1,150人	504人	718人	280人
参加関係機関人数	504人	504人	280人	280人

■平成28年度研修会実績

市内小学校研修会	1回
市内中学校研修会	0回
その他研修会等	2回

(2) 今後の課題

- 一つひとつのケースが複雑化、深刻化しているところから、より迅速により決め細やかに、それぞれのケースに対応するために、SSWの配置先を含めたより良い体制を検討し、実施していく。
- スクールソーシャルワーカーの役割、活動をさらに推進するためにも各関係機関との情報共有を図るなど連携の強化をしていく。

新潟市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

緊急度が高く、学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題（いじめ、不登校、暴力行為、非行等）について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働き掛けを行う。特に、児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決、解消を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 教育委員会学校支援課生徒指導班に配置する。
- ・ 学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 3人（新潟市教育委員会学校支援課に配置）
- ② 資格 社会福祉主事
- ③ 勤務形態 一日の勤務時間は6時間（10:00～17:00 昼休み1時間）。年間では1,404時間以内。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ① ビジョンの策定
 - ・ 成果指標：非行、暴力事故の解消率（%）、不登校発生率の減少
 - ・ 事業内容：情報交換会、問題行動が発生した場合の招集・協力、情報収集・緊急対応

- ② 周知方法

「新潟市教育ビジョン第3期実施計画」の基本施策2「(2)いじめ・不登校への対応」に、成果指標と施策を構成する事業の一つとして記載。新潟市教育ビジョンについては、各学校園に冊子として配付するとともに、新潟市のホームページ上でも公開する。また、校長会等において、実際にどのようなケースでSSWが関わっているか具体的に説明し、周知徹底を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、新潟市教育委員会学校支援課指導主事、市立小中学校管理職・担当者

（2）研修回数（頻度）

- ・ 生徒指導研修会（市教育委員会主催、年3回）への参加
- ・ スクールソーシャルワーカー研修会（県教育委員会主催、年2回）への参加
- ・ その他ソーシャルワークに関わる研修に参加（不定期）

（3）研修内容

- ・ 児童生徒の自律性と社会性を育む生徒指導の在り方
- ・ 個別の事例についての検討及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 生徒指導研修会への参加により、市の進める生徒指導の方針や方向性、児童生徒の問題行動等の原因や背景、対応の在り方への理解を踏まえて事案に対応することができている。
- ・ 県主催の研修会に参加することにより、県のSSWとの交流、情報交換等を行うことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

SSWの業務についての報告、相談等をSVが受け、その都度必要な指導や支援を行っている。

（6）課題

SSWの力量を高めるための効果的なスーパーバイズの在り方について、検討・工夫していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困及び虐待による不登校児対応の活用事例

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

父，母，中1，小4，小3，小2，年長，年中，0歳児の9人家族。父は正社員，母はパートで働いていたが子供が生まれたため，現在は働いていない。小学校の児童は3人とも学力は低く，不登校傾向で，登校を渋りがちであり，母親の困り感が高い。アパート暮らしであるが，9人が住むには手狭であり，環境も悪い。

(2) 支援内容

- ・ 小学校に通う児童3人への関わり方について，母親との面談を重ね，改善を促した。
- ・ 0歳児の育児について，保健師と家庭児童相談員と連携し，児相で一時保護するなど母の負担を軽くした。
- ・ 母との面談を重ね，生活保護の申請を行う。
- ・ 区の健康福祉課と連携し，住居の引っ越しを行った。

(3) 支援後の経過

- ・ 母親の困り感に寄り添い，丁寧に面談を重ね，特に子どもへの関わり方や関係機関と連携し，支援を行うことで，児童の不登校を解消することができた。
- ・ 本家庭とかがわる各々の機関が連携することにより，本ケースをより俯瞰的に見ることができ，適切なかかわり方を検討していくことが可能となった。

【事例2】いじめを訴える不登校児対応の活用事例

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

母，本児，2人家族で生活保護家庭。本児は，小学校からいじめ被害を訴え，不登校傾向。解離性障害の診断もあり，いじめの訴えはなくならず，母親は学校不信。

(2) 支援内容

- ・ 母との面談を実施し，本児との関わりや生活環境を確認しながら状況の改善に向けて話し合う。
- ・ 別担当による本児面談を定期的実施。本児の気持ちの受け止めと不登校支援を行う。
- ・ 中学校の関係職員，児童相談所，警察，児童福祉係，保護係，障害福祉係と情報共有のためのケース会議を定期的に行い，母子への支援，学校での不登校支援について確認した。

(3) 支援後の経過

- ・ 母子の話をしっかりと傾聴し，困り感を解消できるよう，関係機関が連携し，定期的に家庭訪問した結果，生活が安定してきた。
- ・ SSWからホームヘルパー利用を促し，生活への支援を行った。
- ・ SSWから本児の医療機関への繋ぎを行い，心の安定を図るとともに，学校とのパイプ役として，学校での不安感の軽減に努めた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

① 活用実績

- ・ 学校等への出動回数：H27 434回，H28 537回
- ・ 支援した児童生徒数：H27 59人，H28 91人

② 成果

- ・ 不登校，いじめ，児童虐待，非行問題，貧困等家庭環境の問題，発達障がいにかかわる問題等，多岐にわたる事案に活用した。
- ・ 学校からのすべての要請に対してSSWを派遣するのではなく，派遣の必要性や解決に向けた学校のビジョン等を十分検討した上で派遣することで，学校とSSWがそれぞれ対応すべきケースの峻別を図った。
- ・ 1名の増員により，出動回数，関係機関等とのケース会議が大幅に増加しただけでなく，多くの学校からの支援要請に応えることができた。個々のケースが複雑化する中で，支援に必要な各機関との連携を積極的に図ることができた。

(2) 今後の課題

- ・ SSW活用ガイドラインを作成し，SSWの仕事について周知徹底し，積極的に活用を促す。
- ・ SSW活用の増加に伴い，SSWの増員を行うこと。

静岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカーの配置の主な目的

- ・社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSWR」）を小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市内全12支部のうち8支部に各2校ずつ、4支部に各1校ずつ配置校として小学校20校を定め、10名のSSWRが1人2校の小学校に配置する方式で対応した。
- ・配置校以外の派遣対応時間を各支部15～35時間ずつ分配し、支部内におけるSSWRの有効活用を図った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数…10名（内1名はスーパーバイザーを兼務）
- ・SSWRの主な資格…社会福祉士や精神保健福祉士、またはそれに準じる資格を有し、実務経験のある者。
- ・勤務形態…配置校への勤務は、週2日（6時間）、年間35週とした。また、派遣要請対応については、学校からの要請を受け、支部ごと分配されている時間内で適宜勤務することを基本とした。しかし、支部からの要請時間が、分配されている時間を越えた場合は、配置校の時間を流用することを可とし、派遣校の児童生徒にも十分な対応ができるよう配慮した。尚、勤務日、1日の勤務時間などについては、実施要綱の範囲内で弾力的な運用を可とした。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・静岡市SSWR活用事業実施要綱に基づき、実施計画書を作成した。実施計画書には趣旨、事業の実施方法、いじめ防止等のための基本方針におけるSSWRの役割、SSWR配置計画を盛り込んだ。
- ・生徒指導担当者会、スクールカウンセリング事業連絡会等で実施計画書等を配布して説明し、教職員への啓発を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSWR10名、配置校のコーディネーター担当教職員20名

（2）研修回数（頻度）

- ・SSWR連絡会議を年4回開催し、その中で研修の機会を設けた。
- ・静岡市教育センター主催の研修会の中でSSWRに有益な研修会を年2回選び、SSWRの悉皆研修とした。
- ・月に2回、スーパーバイザーが本課に出勤する日を設け、スーパーバイズの時間を確保した。

（3）研修内容

- ・SSWR連絡会議では、SSWRが日頃の活動内容を報告し、成果と課題を明確にするとともにスーパーバイザーによりスーパーバイズをしてもらうようにした。
- ・静岡市教育センター主催の研修会「いじめ問題への対応」「不登校の子どもの心理と支援」に全員が参加した。また、静岡市子ども家庭課主催の様々な研修会には、多くのSSWRが自主的に参加した。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・第2回SSWR連絡会議には、配置校のコーディネーター担当教職員が出席した。その会議では、4～7月の活動内容を振り返ったり、情報交換をしたりして、SSWR活用方法についての課題が明確となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有 ○活用方法 上記（2）（3）を参照

（6）課題

- ・スーパーバイズの設定時間と各SSWRの要請の時間とが重なることも多く、スーパーバイズを十分に受ける時間を全員に確保できなかった。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】複合的課題を抱える母子家庭への多領域の関係機関を活用した支援（①貧困対策、④児童虐待）

相談内容
小学校中学年女子。昨年度、在籍していた兄に対して継父が虐待した件で児童相談所通告。今回は本児のあざを発見、児童相談所に通告。本児は同級生と行動を共にし、学校生活も不安定。母親は生活困窮、病気・治療中のため子育てが大変。母親支援としてSSWrに介入依頼あり。
手だて（役割分担）
○SSWr…1. 本児と同級生及び中学生の兄に対しては、学校内で話し合う機会を重ね、心理的安定を図る。2. 管理職、担任、学年部に対しては、本家族への包括的支援の必要性及び関係機関との連携の仕方について伝える。3. 母親に対しては、母親が次から次に生じてくる問題に直面するなかで孤立無援感を深めることがないように、毎週の継続面接、具体的解決のための関係機関との連携を通してエンパワメントを図る。4. 本家庭が抱える複合的課題を包括的に解決するために、多領域の関係機関の活用及び学校と関係機関とのスムーズな連携体制を作る。 ○学校…1. 本児及び行動を共にし「問題行動」を起こす同級生も含めて、それぞれの個別的ニーズに即したサポートを管理職、担任、学年部、養護教諭の連携のもと行い、学校内の「居場所」作り、及び学級運営の安定化を図る。2. 児童相談所、生活支援課、中学校と、本児及び家族に対する支援に関する情報共有と連携を行う。 ○関係機関…1. 児童相談所は、SSWrと同席した母親面接（複数回）、生活支援課と母親との関係調整による支援。2. 生活支援課は、生活保護による支援。3. 中学校は、小学校と連携しての兄に対する支援。4. 市社会福祉協議会は、生活福祉資金活用による支援。5. 「一般社団法人てのひら」は、フードバンクと連携しての食料支援、及び兄に対する学習支援の活用促進。6. 地域包括支援センターは、祖母の介護問題への介入。
成果
【成果】1. 学校と協働して関係機関を活用した包括的支援体制を作ることができたことにより、本児のみならず家族全体の抱える生活課題の軽減と安定化を図ることができた。

【事例2】困窮した生活の苦しさを隠し、支援を拒む母親への機関連携対応（①貧困対策、③不登校）

相談内容
中学生1人、小学生2人、就園児1人の四姉妹と母親の母子家庭。昨年度から校納金の未納があり、学校側や家庭児童相談担当者が各種申請を促すが、申請に至らず。支援を拒む母親との関係作りと今後の家族支援について相談を受ける。
手だて（役割分担）
○SSWr：母親との面談ができない中、家庭児童相談担当者と連絡を取りながら、生活の状況把握に努める。 ○学校：校納金や課外活動費の徴収について母親と話す。母親の置かれた状況に配慮し、苦労を労いながら、今後の見通しを立てていく。 ○関係機関：家庭児童相談室は学校と情報共有しながら、家庭訪問や電話での相談を継続する。支援を拒む母親への粘り強い関わりを続ける。生活支援課とも連携し、家庭生活の安定を図る。
成果
【成果】学校と関係機関をSSWrが仲介しつつ、お互いが粘り強く関わり続けたことで、最終的に母親が支援希求することができた。「支援拒否」というSOSを受け止め続けたことによる結果だと思う。学習支援事業へのつながりによって、子どもと母親に家庭以外の居場所ができたことも、今後の継続的な関わりに有効には働くこととなるだろう。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果
・年間の対応児童生徒数は、配置校において637人とH27年度の519人よりも大幅に増加した。配置校以外においても248人とH27年度の139人よりもこちらも大幅に増加した。市全体として、SSWrが関わった児童生徒数が大幅に増え、支援が広がったと考えられる。 ・機関連携ケース会議数は、配置校では106回、配置校以外では62回と昨年度よりも増加し、学校と関係機関とが積極的に連携し、多くのケースで関係機関がチームとして対応していることが伺える。
（2）今後の課題
・学校からの要請に対して、SSWrが効果的なタイミングで対応できていないケースもあった。原因としては、時間や人数の不足があげられる。事業拡大のための予算拡充が課題である。

浜松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校に福祉的視点（児童・生徒の問題を、個人と環境の不適合として捉える）を導入し、家庭や地域との連携促進、関係機関との協働体制の強化を図り、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期発見、早期解消を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ①拠点校型SSWを、市内各区の1小学校に配置する。
- ②学校からの要請により、教育委員会が実態を調査し、必要性が認められた場合、区内に配置されているSSWを派遣する（①以外の小・中学校が対象）。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 : 10名
- ②資格 : 社会福祉士 7名、精神保健福祉士 3名
(他1名も、社会福祉士を取得予定)
教員免許状 6名
- ③勤務形態 : 活動時間は原則1日6時間以内、午前9時から午後4時とする。
ただし配置校の実態や活動上の必要性等に合わせて変更可能とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW活用事業のねらい・活動内容・組織体制等を記載した「SSW活用事業概要」を作成し、年度当初、教育委員会から各小・中学校に通知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW及び事業担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

原則月1回

（3）研修内容

- ①指導主事への活動報告及び情報共有を目的としたSSW連絡会の開催
- ②対応が困難な事例の検討

（4）特に効果のあった研修内容

市児童家庭支援センター長をアドバイザーに招き、困難事例の検討を行う

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法
 - ・教育委員会配置のSSWが、SVとして各区を担当するSSWに対する助言・指導を行う。
 - ・困難事例のケース会議に同席する。

（6）課題

より効果的なスーパーバイズのあり方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境に課題を抱える不登校児童支援のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

小学校低学年から遅刻、欠席が多かった母子家庭の兄弟。高学年になり更に欠席が増え、家庭訪問して登校を促す等したが、効果は上がらなかった。学校から相談を受け母親と面談したSSWは、就労が続かず経済的に困窮していることや養育が適切に行えないことの背景に、母親自身の知的な課題があると考えた。校内ケース会議において、SSWは母親の支援として療育手帳の取得と生活保護受給の申請、学校は兄弟の支援として別室登校による補習を行うという役割分担を決定。母親との信頼関係の構築に努めながら、相談に同行する等の支援を行ったことにより、障害者相談支援事業所や生活保護家庭対象の学習支援事業にもつなげることができた。学校はSSWを活用することにより多岐にわたる家庭の問題を整理し、支援機関とのネットワークの中で、学校の役割を明確にしながら兄弟の継続的な支援に取り組んでいる。

【事例2】小学校と中学校、学校と関係諸機関の効果的な連携のための活用事例（③不登校、⑥その他）

小学校における不適応行動から発達障害が疑われ、SSWへの相談を経て医療機関に一度は繋がったものの、保護者には困り感がなく受診が継続しなかったケース。中学校進学にあたっては特別支援教育コーディネーターとSSWが個別の引継ぎを行い、支援を依頼した。進学後間もなく不登校になり、家庭内での暴力や金銭乱費などの問題行動を起こすようになったため、中学校から相談を受けたSSWは校内ケース会議を提案。保護者には児童相談所への相談を勧めること、児には適応指導教室の利用を勧めることを決定した。不登校と問題行動の改善を望む保護者は、SSWの勧めを受け入れて児童相談所で継続的な面接に応じ、これにより学校と児童相談所は、要保護児童対策地域協議会の進行管理ケースとして適宜情報を共有し、連携して支援にあたることができた。児童相談所における検査等により児の発達の課題について保護者は一定の理解を示し、医療機関の継続的な受診につながった。また、児自身は適応指導教室に通級し居場所を確保することができ、その結果、問題行動は消失した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① SSWの活動の周知が進み、対応学校数が年々増加している
 - ・派遣対応校数 25年度 57校→26年度 82校→27年度 106校→28年度 115校
- ② 学校生活上の問題の背景に家庭環境や発達障害等に関する問題があるケースに対して、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより、状況が改善する件数が増えている。
 - ・28年度にSSWが継続的に支援した児童生徒数 513人のうち、問題が解決・好転した人数 184人
- ③ SSWとSCが互いの支援ケースの情報交換を行う、SSWが提案するケース会議にSCの参加を依頼する等の取り組みにより、それぞれの専門性を生かした役割分担が進んでいる。
- ④ SSWがコーディネーター役となり、関係機関や地域人材との連絡調整を積極的に行っている。
 - ・28年度の関係機関とのケース会議開催回数 158回、連携した件数 813件

（2）今後の課題

- ① 問題の未然防止、早期発見と支援を図るために、全ての学校でSSWの活用が可能となる体制の検討や、事業拡大のための財源確保
- ② SSWの人材確保と育成、及び専門性の向上

名古屋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒の家庭に訪問し、生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。
（以下「訪問相談」とする）

（2）配置・採用計画上の工夫

名古屋市教育センター（以下「当センター」とする）に置く生徒指導相談員をスクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。

（3）配置人数・資格・勤務形態

主任相談員1人、相談員12人の合計13人を配置。全ての相談員が教員免許状を有す。4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き、1日について午前9時から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。（1人当たり年間勤務日数243日、時数1,458時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 名古屋市教育振興基本計画にて、活動方針等を策定し周知する。
- ・ 相談員が、年度初めと年度途中の年2回、全小中学校を訪問して周知を図る。
- ・ 申込書の裏面に、相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

主任相談員1人、相談員12人の合計13人。

（2）研修回数（頻度）

- ・ スーパービジョン：1人当たり年間約24回実施
- ・ 事例検討会：グループで年間12回実施
- ・ 全体研修：年間15回実施

（3）研修内容

- ・ スーパービジョンでは、臨床心理士あるいは社会福祉士から、相談者の心に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるように、担当する個々のケースについて、1人あたり年間約24回実施した。
- ・ 事例検討会では、指導主事1人・臨床心理士1人・スクールソーシャルワーカー7人のグループで1事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
- ・ 全体研修では、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が研修を担当し、業務内容、訪問相談の在り方応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関の業務、特別支援教育の内容、教育相談・就学先決定のしくみ、進路指導のしくみ等について学んだ。

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討会で、参加者自身も関わり方を考えるとともに、提供者や他の参加者の関わり方を知ること、自分の関わり方を振り返りながらさまざまな視点を学び、関わり方の幅を広げることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：ケースについてのスーパーバイズ

（6）課題

スクールソーシャルワーカーは教育面での関わり方には大変優れているが、福祉面における知識や手法は十分ではない。教育と福祉の両面から児童生徒が置かれている環境への効果的な働き掛けを進めていくために、社会福祉士、関係機関との連携をいかに密接なものにしていくかが、当面の課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（①、③）

<対象> 中学校3年女子

<きっかけ> 中学1年の頃は休みなながらも登校していたが、少しずつ登校を渋るようになり、中学2年になってから不登校となった。母は困るとパニックのようになってしまうこともあり、学校や児童相談所にも電話で相談することがある。

学校とのやりとりの中で、当センターの訪問相談を勧められ、申し込むに至った。（平成27年7月）

<本人の状況> 中学2年になってほとんど登校できていないが、登校してしまえば教室に入り、普通に生活することができる。家の中では、ごろごろして過ごすことが多く、面倒がって風呂にも入らないことがある。

<家庭の状況> 父・母・姉（高校生年齢）・本人・弟（小学6年）の5人家族

<相談の経過> 2週に1回の訪問相談を継続して行った。平成27年10月に、母が「本人が食事を作っても食べない、風呂にも入らない、心療内科に行こうと言っても行かない、母の言うことを聞かないのでどうしようもない」と警察へ連絡があり、結果児相へ一時預かりとなった。

平成28年8月に、児相が中心となって事例検討会を行い、児相・病院・当センター・中学校など関係機関が集まり、互いに情報交換をしたり、今後の役割分担を明確にしたりした。当センターは、児相・中学校とも連携を取りながら訪問相談を継続して行った結果、本人は上級学校の入試に合格した。中学校卒業と同時に、当センターでの訪問相談活動は終結となった。

【事例2】不登校対応のための活用事例（③、⑥）

<対象> 中学校3年女子

<きっかけ> 本人は小学校時代に広汎性発達障害と診断された。中学3年4月に県外から本市に転入してきたが、中学校入学時から不登校であった。転入後、保護者と学校との話し合いの中で、当センターの訪問相談を勧められ申し込むに至った。（平成28年7月）

<本人の状況> 本人はこだわりが強く、好きなことはとことん追究するが、新しい取り組みや、納得できないことについては拒否する。通級指導教室に通ったり、特別支援学級に通ったりしたこともあったが、うまくなじめずに不登校になった。風呂に入りたがらず、爪や髪の毛も伸び放題になっている。昼夜逆転生活を送っている。

<家庭の状況> 父、母、本人の3人

<相談の経過> 週に1回の訪問相談を行った。相談の中では、本人が好きなアニメや映画の話をするところから始めた。本人はある映画の主人公にあこがれをもっており、スクールソーシャルワーカーと本人の2人で、「等身大の主人公を作る」という活動をするようになった。ホームセンターと一緒に材料を買い求めたり、型紙に沿って木材をのこぎりで切ったりしながら会話をし、信頼関係を作っていた。

学校でも、花壇の手入れや清掃などの体験活動を積極的に取り入れ、次第に登校できる日数が増えていった。スクールソーシャルワーカーとは、進路についての話をしたり、一緒に公共交通機関を使って通学経路の確認をしたりしながら志望校を決め、見事に合格した。中学校卒業と同時に、当センターでの訪問相談活動は終結となった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度の学校復帰率 53.7%

（2）今後の課題

本市には、子ども応援委員会（スクールアドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールポリスからなる組織）が平成26年から設置されている。子ども応援委員会のスクールソーシャルワーカーと、当センターのスクールソーシャルワーカーの役割分担や情報交換は、現状では十分とは言えず、それぞれの特性や強みを生かした活用方法を模索していく必要がある。

平成28年度より、少しずつ連携を始め、現在では子ども応援委員会のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者の相談を、当センターのスクールソーシャルワーカーが子どもの相談を並行して行うというケースも出てきた。今後も円滑な連携の方法を考えていきたい。

名古屋市教育委員会 2

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

市では平成26年度から、いじめ、不登校を始めとする児童生徒が抱える問題への専門的な対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールソーシャルワーカーに関しては、問題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけ、福祉や行政など関係機関等とのネットワークの構築や連絡調整を主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールソーシャルワーカーは1チームに1～2名を配置。拠点となる学校では常勤的活動を行いブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 17人
- 資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状 等
- 勤務形態 一般任期付職員（常勤）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「なごや子ども応援委員会活用の手引き」を作成し、市内全幼小中高特別支援学校及び関係機関に配布した。
- ・なごや子ども応援委員会の事業内容や、活動内容について記載した広報チラシを作成し、市内小中学校全児童生徒に配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー17名

（2）研修回数（頻度）

年15回程度

（3）研修内容

- ・教育・学校文化理解に関するもの
- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップに関するもの
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップに関するもの
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 無（現在外部人材によるスーパーバイザー制度の導入を検討中）

○活用方法

（6）課題

- ・外部人材によるスーパーバイザー制度の導入
- ・在籍年数に応じた研修プログラムの検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策及び心身の健康・保健に関する問題のための活用事例（①、⑥）

家計をはじめ家庭の事情についての悩みを抱えた3年生の生徒Aについて、前年度からスクールソーシャルワーカーが定期的に相談等の対応をしていたケース。

本家庭は母子家庭で、母親が3人の子どもを抱えながら働くも、経済的な余裕はなかった。母子相談員や生活保護のケースワーカーなど行政の福祉部門の職員も積極的にかかわっていた。しかしながら、半年ほど前から、母親が男性と付き合い始めると、金銭面をはじめ生活がルーズになり、精神的にも不安定になってきた。

生徒Aの自殺企図がうかがわれたことから、スクールカウンセラーによる本生徒へのカウンセリングが実施された。同時に、母親の気持ちに寄り添いながら、経済的な困難さについて相談するという名目で、スクールソーシャルワーカーが支援をするとともに、母子相談員や生活保護のケースワーカーとも情報を共有した。

母親は、正式に再婚すると生活の落ち着きを取り戻し、生徒Aも希望校に合格して卒業を迎えることができた。

【事例2】児童虐待のための活用事例（④）

母親からの虐待で児童相談所に一次保護された生徒Bの家庭に対し、家庭内環境調整を学校や関係機関と継続して行ったケース。スクールカウンセラーが母親の心理的支援、スクールソーシャルワーカーは関係機関調整及び福祉支援を担った。

スクールソーシャルワーカーはスクールカウンセラーや担任とともに家庭訪問を続け、家庭状況について情報を収集するとともに、児童相談所の心理士・福祉司と連携しながら、定期的にケース会議を開催し、情報共有及び役割分担の確認を随時行った。また、母親は生徒Bの進路に不安を抱いていたため、本人・母親に寄り添いながら学校と高校進学に向けての協議を定期的に行った。

生徒Bは無事高校に進学し、母親も安定して生活できている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ12,078件、対象となった児童生徒数は実数で2,333人であった。

そのうち、スクールソーシャルワーカーとしては、延べ5,996件、対象となった児童生徒数は実数で696人であった。主な支援内容は不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境や親子関係に問題のあるケースへの対応などであった。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの具体的な活動や対応について引き続き広く周知していく必要がある。
- ・学校内で専門職として様々なケースに適確に対応し、有効に機能するため、個人及びスクールカウンセラーを含めたチームとして更なる技量の向上が必要である。

京都市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・支部配置（23名）

拠点校（小学校）の属する行政区等ごとの支部を担当し、当該支部の小・中学校を巡回又はニーズに応じた支援を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：26名（スーパーバイザー3名を含む）
- ・資格：社会福祉士，精神保健福祉士，臨床心理士のいずれかの資格を有する。
- ・勤務形態：非常勤嘱託職員（週1日8時間×年間35週＝合計280時間を基本とする。）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

事業実施要項やガイドラインで指針を示し、4月当初のスクールソーシャルワーカー事業説明会で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

月1回

（3）研修内容

毎回担当者とテーマを決め、各自が関わった事例をもとに、子どもたちの抱えるあらゆる課題への対応策等を議論・検討し、個々人のスキルアップを図っている。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・発達障害を持つ親への支援について
- ・虐待による子どもの人格形成への影響について

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置：3名
- ・活用方法

配置校への巡回等により、スクールソーシャルワーカーへの指導助言や教職員への助言を行う。

（6）課題

京都市スクールソーシャルワーカーは他の職も兼務しており、全員参加できる日を設定することが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校を欠席しがちで、発達障害を抱えていると思われる生徒に係る活用事例（③不登校、⑥発達障害）

以前から欠席しがちであった中学校女子生徒が、夏休み明けに全く登校しなくなったケース。教員が保護者に連絡をしても感情的になって取り合わない。

S CとS S Wも出席する校内ケース会議の情報共有により、入学以降の様子から本人に発達上の課題がある可能性に着目した。また、教員とのやり取りから保護者が精神的に不安定な状態にあることがうかがえた。以上の点から、親子ともに関係機関につながる必要性を確認した。保護者を児童相談所につなぐことで、保護者が子育ての悩みを相談する体制が構築され、また、本人については医師の診断により発達障害であることが分かった。診断の結果に保護者はひどく動揺したが、学校と児童相談所が連携して保護者にかかわることで安定した。

【事例2】虐待に係る校内研修を実施した事例（④児童虐待）

校内で飼育している小動物等への虐待行為が度々起こり、複数の生徒の関与が確認されていたが、行為自体に関する指導に留まっていた。

この件に関して、S S Wは、管理職と児童虐待が背景にある可能性について認識を共有し、校内ケース会議で対象生徒についてのアセスメントを行った。また、後日に虐待に係る視点の定着を目的に校内研修の実施を行った。

その結果、当該生徒への理解が進み、教員のかかわりが改善したことにより問題行動は減少していった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所・子ども支援センター等、他機関との日常的な連携が強化され、児童生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーとしてのより高い専門性の確保
- ・配置拡充のための人材確保

大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもたちが置かれている環境への働きかけや、関係機関とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。また、校長及び教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、校内外チーム体制の構築を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーが区との連携を深め、各校園への支援を柔軟に行うことができるよう、それぞれが1～3区を担当し、担当区内の校園からの要請に応じて派遣を行った。派遣中心の活用であるが、派遣要請のない日は、それぞれの拠点校（中学校）で、校区の小学校を含みながら、支援を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 8名

（社会福祉士の資格を有する者8名。そのうち、精神保健福祉士の資格も有する者1名、教員免許状も有する者4名）

- ・週3日、1日6時間の勤務（年間120日）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・教育委員会事務局における運営方針に、具体的取組および業績目標を記載し、ホームページ上に公表。
- ・「スクールソーシャルワーカー活用の手引」を全校園に配付。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー 8名

（2）研修回数（頻度）

- ・毎月

（3）研修内容

- ・毎月開催している連絡会において、事例検討や情報交換等を行い、スーパーバイザーからのスーパーバイズを通してスクールソーシャルワーカーのスキルアップを図り、エンパワメントしている。
- ・日常の活動の中で、必要があればすぐに個別のスーパーバイズを受けることができる体制を整え、共通理解が必要と思われる知識や視点については、連絡会の際にスーパーバイザーからの講義や資料配付を通じて全体で共有している。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・さまざまな事案に対するスーパーバイザーからのスーパーバイズ。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・設置している。

○活用方法

- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーとともに学校を訪問したり、ケース会議へ出席したりする。
- ・連絡会における、スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズ。

（6）課題

- ・新規SSWのスキルアップ研修や各校園のSSW活用事業に関する詳しい周知。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】子どもが安心して学校生活を送るための活用事例

(貧困対策(福祉との連携)、④児童虐待(ネグレクト))

中1男子と母(統合失調症・手帳2級)の二人暮らし

母は、特別なあてもなく沖縄から出てきて大阪に住むことになった。出産後病気になり、コミュニケーションが取れる時と取れない時がしばしば見られた。お風呂は水風呂で食事もちんと子どもに食べさせていない時もあった。学校は、ネグレクト等の虐待を疑い、母親へ連絡をとるがなかなか話ができない状況であった。電気の支払いも滞り止められることも2度あった。今後のことも考え、学校、家庭、関係諸機関が連携をとりあい、子どもが落ち着いて学校生活を送れるようにしたいとのことでSSWへ相談した。SSWの提案により、ケース会議を行い、母子の生活状況を民生委員など身近にいる地域の方が様子をうかがうようにした。子どもには、「子ども食堂」があることを伝え、食事ができるよう支援することにした。また、家以外の居場所を多く作り、複数の目で見守りを行うようにした。子ども本人が少しずつ生活力を身につけ、安心して学校生活を送れるようになってきた。

【事例2】家庭環境の悪化による不登校児童対応の活用事例

(貧困対策(家庭環境の問題)、③不登校、④その他(心身の健康))

小4女子と父、母との家庭。父はアルバイト、母はうつ症状で心療内科へ通院

小4女兒は、1年生入学時より6月の学習参観に出席した後は欠席が増え、休みがちな状態が続いていた。

当初の原因は、本人の給食の喫食や体育の更衣に時間がかかるといった生活習慣における遅れや、担任の集団育成に厳しさを感じているものだという事であった。しかし、その後、定期的な家庭訪問や懇談、子育て支援室との連携を行ううちに本人及び保護者の生活態度に原因があることがわかった。昼夜逆転もしばしばで、保護者は全面的に子どもの言いなりで好きなように過ごさせている。

学級担任も電話や訪問を続けてきたが物事がすべて子ども・保護者の都合で先送りが続いている状況であった。そのような中でようやく担任と校長が家庭訪問し、母親と本人に会えたが、その後もまた会えない状況が続いたため学校はSSWへ相談した。SSWからの提案で、区子育て支援、区役所生活保護担当者、CW、こども相談センター、学校とでケース会議を行った。会議を受けて、学校は、母親に連絡を行い、つながらなかった時は父親にもアプローチし、学校の行事や諸連絡をきちんと取るように心がけた。また、長期休業中に保護者との懇談日を設定し、親子で登校できる機会を持った。懇談では、学校の連絡を書面で渡すことで母からも了解を得ることができ、始業式当日の迎え方についても話し合うことができた。生活保護担当者からの電話には出るとのことなので、会えなくなった時には協力要請することにもなった。

結果、4年女兒は、始業式に何とか登校することができ、今後も継続的に関わりを持ち、見守ることとなった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各校園の教職員と協働したチーム体制づくりを推進し、スクールソーシャルワーカーが支援を行った校園では、組織的対応の強化につながっている。
- ・支援対象になった児童生徒数はのべ2084人で、前年度と比較すると約87%増加していることで積極的なスクールソーシャルワーカーの活用が進められている。

(2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、今後もより積極的に有効的な活用を図る。特に、各課題に対して早い段階での児童生徒支援や保護者支援、関係諸機関との連携等、組織的対応体制の確立のために、各校園へ周知徹底し、派遣を積極的に進めていく。
- ・平成29年度は、10名のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置することができたが、今後も多岐にわたる支援要請に応える人材の育成と、SSW増員に向けての人材の確保が課題である。

堺市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

- (1) **スクールソーシャルワーカー配置の主な目的**
学校園だけでは対応が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境（家庭環境等）に働きかけて支援を行い、課題の解決を図る。
- (2) **配置・採用計画上の工夫**
- ①配置計画
 - ・2名を「チーフ（派遣型）」として活用（要請に応じて学校に派遣）
 - ・6名を「区担当（拠点型）」として6小中学校に配置（要請に応じて拠点校以外にも派遣）
 - ②採用計画 面接による選考を行っている。
- (3) **配置人数・資格・勤務形態**
- ①配置人数 8名
 - ②資格（重複あり）

①社会福祉士	4	人
②精神保健福祉士	4	人
③その他社会福祉に関する資格	1	人
④教員免許	1	人
⑤心理に関する資格	1	人
⑥その他SSWの職務に関する技能の資格	1	人
 - ③勤務形態 年間活動回数は、区担当1名につき280回、チーフ1名につき140回とし、1回の活動時間は概ね3時間。
- (4) **「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について**
平成20年度文部科学省委託事業として「スクールソーシャルワーカー活用事業」がスタートし、平成21年度の委託事業廃止に伴い、補助金交付による「学校・家庭・地域連携協力推進事業」として実施している。
スクールソーシャルワーカーの活動内容は、課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動としている。
周知については、各学校園にSSW活用に関する通知および事業説明を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) **研修対象** 経験年数の少ない（1年目～2年目）SSW対象
- (2) **研修回数（頻度）**
 - ・毎週水曜日に実施するチーフSSW講師による研修会
 - ・月1回の連絡協議会におけるスーパーバイズ
- (3) **研修内容** エコマップの書き方及び実例をもとにしたケースへの意見交換
- (4) **特に効果のあった研修内容**
 - ・エコマップやケースの時系列整理の方法、ケース会議への同席及びスーパーバイズ
- (5) **スーパーバイザーの設置の有無と活用方法**
○SVの設置 有（1名）
○活用方法
 - ・SSWの周知を図るための講習講師（講習対象：学校園関係者、関係機関関係者）
 - ・月1回のSSW連絡会議でのスーパーバイズ（全SSW、教育委員会担当者参加）
 - ・月1回のSSWチーフ会議でのスーパーバイズ（SV、チーフSSW、教育委員会担当者参加）
- (6) **課題**
 - ・各SSWの多忙（他の自治体と兼務）により、研修や連絡会の日程調整が困難である。
 - ・各SSWが抱えているケースの詳細について共通理解を図る場を取りにくい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（③不登校）

- 9月、区役所子育て支援課母子相談員より相談がある、SSWが教育委員会に連絡のうえ、学校訪問。ケース概要の聞き取りを実施する。
- 10月中旬、母子支援員、障害福祉担当者、SCと区役所にて会議を実施し、本人と保護者、学校の支援とアプローチの方針を立てる。
- 10月中旬、管理職、担任、支援学級担任、学年教員、SCと校内ケース会議を実施し、情報の整理と今後の対応を検討する。
- 11月上旬、本人の発達検査の結果や現状への対応の助言をもらうため、病院受診に同行する。
- 11月中旬、母子支援員、障害福祉担当者、学校、SCと連携ケース会議を実施し、情報共有とそれぞれ

の機関の役割を確認する。

- 1 1月下旬、母親とともに中学校を訪問し、支援学級を見学する。
- 1 2月初旬、家庭訪問し、卒業や中学進学に向けて本人の希望を聞き取り、学校・関係機関と共有する。
- その後も、管理職とSC、母親、母子支援員と継続的に情報共有しながら対応を協議する。
- 3月、中学校へ引き継ぎ、中学校教員と入学時の対応について検討する。

< 効果 >

○SCと連携し学校と関係機関の調整役となり、それぞれの立場からの支援を明確させたことで、効果的な支援につなげることができた。

○保護者の相談相手という役割を担い、より細かい保護者の不安を聞き取り、それを学校や関係機関と共有し、改善につなげることができた。

【本人】

- 母親が安定し、いろいろな人とつながることで、休まずに登校できるようになった。
- トラブルがあっても暴れずに教員の指導を聞けるようになった。
- 人前で声を出せるようになり、担任や関係のある教員と意思疎通ができるようになった。

【保護者】

- 学校との信頼関係が改善された。
- 具体的な支援が見えたことで状態が安定し、本人に良い影響をもたらした。
- 母親の思いや希望を、自分で伝えることができるようになった。

【学校】

- 本人の発達課題や保護者理解など背景を知ることで、校内での対応に効果が出た。
- 関係機関との協働を通して、それぞれの役割理解が深まった。

【事例2】不登校改善のための活用事例（③不登校）

- 6月初旬、管理職よりSSWに相談があり、管理職、担任からケースの概要を聞き取る。今後の方針を立てる。
- 翌週、母親と面談後、本人とも面談を行う。管理職、教職員と情報共有・整理し、対応を検討する。
- 教員と情報共有しながら、母親との面談を持ち、本人や学校の思いを伝える。
- 本人への声掛け及び登校できた際の個別対応を行う。
- 同校区の中学校SCとも母親に関するアセスメントの共有を行いながら、対応を検討する。

< 効果 >

- 母親の思いを受け止め、教員に伝えるという調整役の役割を担うことで、両者の関係改善が図られた。
- 保護者の相談相手という役割を担うことで、より細かい保護者の不安を聞き取り、改善へと導いた。
- 校区SCと連携を図り、心理的な支援も同時に行うことができた。

【本人】

- 母親や家庭に対して抱えていた思いを言えるようになった。
- 担任との関係が構築でき、一人で登校できるようになり、年度末には週2~3日の登校が安定した。

【保護者】

- 担任に抱いていた不信感がなくなり、担任との関係を築けるようになった。
- 子どもが抱えている不安にも向き合えるようになり、発達検査を受けたことで、悩んでいた子どもへの対応についても医師に相談することができた。

【学校】

- 本人や母親の家庭における不安やその背景に視点をむけた対応ができるようになった。
- 教員間で共有し、対応を検討することで、役割を決めて対応することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度継続支援対象児童生徒の抱える問題の支援状況

824件のうち、「問題が解消・改善した」ケースは、417件で51%となっている。平成27年度と比較すると、相談件数、解消・改善数ともに増加しているが、全体の解消・改善率は減少している。

(2) 今後の課題

- ・SSWの活動回数が限られているため、迅速に対応することが困難な場合がある。
- ・SSWの人材確保と資質向上

神戸市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

近年、特別な配慮を必要とする子供の増加、保護者の養育について課題を抱える家庭、ネットに絡む子供の問題行動の複雑化と広域化等、子供を取り巻く環境が年々複雑化しており、学校だけでは解決困難なケースが本市においても増加している。そこで子供を取り巻く環境を関係機関等と連携して調整するため、本市では、平成26年度より事務局に1名のスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置した。

学校からの相談件数の増加に対応するため、平成28年度より事務局にSSWの相談と支援のためのSSWスーパーバイザーを1名、市内拠点小学校3校に1名ずつSSWを配置し、事案の対応にあたった。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内を3ブロックに分け、拠点小学校配置SSWを次の場合に派遣する。

- ①学校園・関係機関等より派遣要請を受け、教育委員会が必要と判断した場合
- ②事案の発生や情報交換等により、教育委員会が派遣必要と判断した場合

事務局配置のSSWスーパーバイザーについては、主にSSWの支援や関係機関との調整にあたった。

（3）配置人数・資格・勤務形態

SSWスーパーバイザー 配置人数：1名

資格：社会福祉士、その他社会福祉に準じる資格

勤務形態：1日6h・週5日

市内拠点小学校配置SSW 配置：3名

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に準じる資格、教員免許

勤務形態：1日7h・週5日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSWの巡回指導での情報、学校・関係機関等との情報交換及び学校等からの要請（以下：要請等）により、教育委員会にて状況等を判断し、SSWを派遣する。

SSWは当該学校等において現状把握し、その情報等に基づき、教育委員会が派遣期間、関係機関の招致等の判断を行う。さらに、派遣されたSSWは子供を取り巻く環境を調整するため、学校、家庭、地域及び関係機関の支援ネットワークを築くなど、必要な活動を行う。緊急的にSSWを必要とする事案が発生した場合は、「学校サポートチーム」として当該学校園へ派遣を行う。

SSW派遣要項については、校長会を中心に学校、関係機関等へ周知するとともに、市内全学校園に対して、周知のための案内プリントを配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

週1回木曜日を研修日に設定し、事務局指導主事、SSWスーパーバイザーとともに研修の場を設けている。

（3）研修内容

- ・週1回行われる本市教委事務局 学校教育課 学校指導係の係打合せにSSWスーパーバイザーが参加し、毎週木曜日の研修の場において、係打合せの内容について情報共有する。
- ・SSWが対応した事案について支援方法等についての意見交換
- ・SSWが独自に参加した研修内容についての研修
- ・本市学校指導係が担当する研修会に参加

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事務局指導主事、関係機関との情報の交換
- ・SSWスーパーバイザーからの関係機関との連携方法についての助言
- ・SSW関係の研修による連携強化

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：1名配置

○活用方法：①拠点小学校配置SSWへ助言や指導

②こども家庭センター、区役所こども家庭支援室等関係機関との連絡調整

③緊急対応が必要な場合の学校支援

（6）課題

- ・貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう他の関係機関等と連携しながら研修できる体制を整える。
- ・学校や関係機関によって未だSSWの周知には至らず、対応が遅れてしまいそうなケースが見られた。特に小学校においては、生徒指導担当教員や不登校担当教員（加配教員）が配置されていない学校が多く、今後いかにSSWの活動を周知していくかが課題である。学校だけでなく、関係機関に対してもSSWの活動について更なる周知活動の必要を感じた。
- ・今後、学校からの相談件数増加が見込まれるなか、配置人数等を含めたSSW体制の整備。
- ・報酬面を含めた経験豊富なSSWの人材確保に努めること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】安否確認ができていない不登校生徒への対応と連携のための活用事例（③不登校）

- 1 世帯状況 生別母子世帯（母・中2長女・中1次女）：生活保護家庭ではない
- 2 概要 次女は小6夏より長期欠席。保護者からの連絡もない。学校より連絡を入れても電話に出ず、住まいがオートロックのマンションのため、家庭訪問をしても会えない。次女が長女と違う中学校へ指定外入学したが、中学入学後も小学校と同様に安否確認ができない状況が続いていた。この度のSSWとの連携により、本児童の登校再開と保護者の生活保護需給が決まった。現在も区役所こども家庭支援室も本児童の見守りを続けている。
- 3 経過 27.10 小学校より相談受理
 - ・区こども家庭支援課訪問 母子世帯向け施策の申請状況と課としての介入方法の協議
 - ・区保護課訪問 住民基本台帳情報確認要請
 - ・こども家庭センター訪問 通告対象事案として事前協議27.11 小学校、関係機関との情報共有と今度の対応について検討。中学校との連携も指示。関係機関、地域を含め、今後チームをして学校を支援していくことを確認した。
- 28.1 生徒宅近隣状況確認（交番・住宅供給公社訪問）
- 28.2 こども家庭センターと協議（就学義務違反・他の教育行政の対応検討）
- 28.3 区保護課訪問
- 28.6 中学校が安否確認できない不登校生として通告
 - ・総務課学事係と学校教育上の就学義務違反の可否について協議
- 28.3 こども家庭センターへ親子と出頭、中学校も立会い安否確認を行った。
- 28.8 区保護課より連絡。生活保護費申請を勧めた。
- 28.9 中学校より連絡。始業式以降2日登校。経過観察中。
- 28.10 区保護課より連絡。生活保護申請受理。

【事例2】貧困対策・不登校生徒のための活用事例（①貧困 ③不登校）

- 1 世帯状況 母子家庭（母 中3長男）生活保護家庭 母：療育手帳B2
本児が3歳の時に父親から母親に対するDVにより離婚
- 2 概要 同居していた祖父母が5年時、6年時に相次いで亡くなり、その後金銭管理のできない母親と二人でゲームセンターや競馬に没頭するようになった。母親に就労の意志はあるが続かなかった。次第に生活が困窮し、家財を頻繁にリサイクルショップに売りに出したことから、店主が母親に生活保護申請を促し、申請を行った。その後SSWとともに各関係機関が連携して事案の対応にあたり、経過観察中である。現在、本生徒の療育手帳を申請している。
- 3 経緯 28.10 本人の不登校、母親の養育能力、貧困など課題が多岐にあたるため学校より連絡。
 - ・学校へ少年サポートセンター、警察への情報提供と聞き取り依頼
 - ・区保護課、保護申請をサポートしたNPO、区こども家庭支援課への聞き取り28.12 第1回ケース会議（チーム学校として関係機関が連携して学校を支援する）
 - ・参加者：校長、生徒指導担当教員、区保護課、ケースワーカー、NPO代表 SSW
 - ・金銭の管理について（安心サポートセンターへの依頼）・家庭支援の方策について28.12 第2回ケース会議（チーム学校として関係機関が連携して学校を支援する）
 - ・参加者：区保護課、ケースワーカー、生徒指導担当教員、SSW
 - ・地域の見守り体制について29.1 第3回ケース会議（チーム学校として関係機関が連携して学校を支援する）
 - ・参加者：生徒指導担当教員、ケースワーカー、民生委員、NPO代表、SSW、区健康福祉課ケースワーカー
 - ・ヘルパー導入の環境整備・金銭の管理について・地域の見守り体制について・母の障害への支援・本生徒の進路について

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成28年度は、電話相談を含めた学校からの相談件数は1,358件に上り、27年度に比べ、888件の増加となった。事案対応件数も231件であり、昨年度より118件の増加であった。また、市内全校園中113校（幼2園、小59校、中38校、高3校、特支1校）の学校園を訪問し事案の対応にあたり、SSW3名増員したことにより、個々の事案において迅速な対応ができたケースが増えた。
- ・学校現場が直面している学校だけでは解決できない多様で複雑化した課題に対して、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するSSWの特性を生かし、多くの場面で問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援方法を用いて、課題解決への対応を図ることができた。
- ・小学校生徒指導担当教員ブロック会、中学校不登校担当教員ブロック会に参加し、生徒指導担当教員や不登校担当教員との情報交換や指導助言をおこなった。学校や関係機関からの情報により、学校において更なる情報収集と連携体制づくりの手立てをするなど、学校現場での支援活動に努めた。
- ・学校への連携支援の強化を目指し、こども家庭支援室（各区）や児童相談所との連絡を定期的に行い、関係者との連絡会を開催するなど、更なる連携強化に努めた。

（2）今後の課題

（スクールソーシャルワーカーの増員と配置方法の工夫）

- ・平成28年度は、SSWを3名増員したなかで、電話相談を含めた学校からの相談件数は27年度に比べ、888件の増加となった。事案対応件数も昨年度より118件の増加であった。学校現場においては、SSWを通じた関係機関との連携が必要な子供や家庭がまだまだ潜在的に存在しているものとする。早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、SSWの配置を拡充し、必要な学校において活用できる体制を構築していく必要を感じる。
 - ・いじめや問題行動など、学校だけでは対応・解決が難しい事例について、サポートチームの一員としてスクールソーシャルワーカーを活用できる体制の整備をさらにすすめたい。
- （事業の評価について）
- ・現在、SSWは事案に対し、学校、家庭、地域、関係機関と連携して対応できるよう日々活動している。
 - しかしながら、本事業に対し各SSWの活動内容や本事業に対する評価にまでは至っていない。今後は更にSSWを効果的に活用していくためにも、評価方法の構築と成果の分析に取り組んでいきたい。

広島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの生徒指導上の課題の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 平成28年度より「拠点校派遣型」と「事務局配置型」を併用している。
- スクールソーシャルワーカーの拠点校を希望した学校の中から、10校にスクールソーシャルワーカーを配置し、近隣の中学校区と合わせて、4中学校区程度を担当するようにしている。また、事務局に配置した2名のスクールソーシャルワーカーは拠点校配置のスクールソーシャルワーカーが担当しない中学校区を担当し、市立の全ての学校の派遣要請に対応できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：12人
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 勤務形態：月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する運営指針を作成することにより、本市が目指すスクールソーシャルワークやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用のあり方等が明確になり、本事業の適切な運用を図ることができる。活動方針等は運営協議会で説明したり、各機関等へ配付したりして周知するようにしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカーのみを対象とする場合と、福祉・教育の各職種を対象とする場合がある。

（2）研修回数（頻度）

- 運営協議会の実施（年1回）
- スクールソーシャルワーカー活用事業連絡会議（年2回）
- 県内のスーパーバイザーによる新規採用者研修（月2回、年24回）
- 事務局のスクールソーシャルワーカーによる新規採用者研修（月2回、年24回）
- 各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討。
- 各関係機関主催の理論研修や実践発表等。

（4）特に効果のあった研修内容

福祉分野を専門とする大学教授を交えた理論研修及び困難事例等の検討会。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法

- ・ 年2回、県外の大学教授を招聘し、スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討を実施している。
- ・ 月2回、県内のスーパーバイザーに依頼し、新規採用者を対象とする基礎的な理論研修及び困難事例等に係る助言を行っている。

（6）課題

スクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、事務局内の指導主事を中心とした事例検討会は行えるが、理論研修等の充実が図れていない。そのため、県外の大学教授を招聘する研修会でしか、理論研修等の専門性に特化した研修が実施できない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校生徒の支援のための活用事例（②）

- **本児の状況**：中学生女子。学校や友人に対して、不信感があり登校できず、外出することは少ない。
- **家庭の状況**：母、本児の2人家族。母は精神疾患を患い、就労困難なため、生活保護を受給している。
- **関係機関**：生活課、保健福祉課、地域福祉課、家庭支援課、適応指導教室
- **具体的な支援**：学校が主体となって、ケース会議を開催して支援方針を検討し、チーム学校としての視点を持って以下の支援を行う。
 - ・生活課と連携し本児や母との面談を行い、本児や母の思い、ニーズを聞いたところ、学習に対する不安を感じていたり、家族以外の人と関わりたいとの思いを持っていたことから、適応指導教室、地域福祉課の学習支援会、家庭支援課のメンター制度の利用をアプローチし、支援を行った。
 - ・その後、本児は適応指導教室に通室し、学習支援会にも参加し始めたことから、学習の遅れに対する不安が解消し、少しずつ校内の別室に登校できるようになった。友人との関わりも持てるようになり、登校の安定につながった。
 - ・現在は、メンターとの面談を行う中で、将来のイメージを持てるまでに、自己肯定感が高まってきている。

【事例2】不登校児童の支援、家庭支援のための活用事例（③⑥）

- **本児の状況**：小学生男子。身体の疾患があるが、病院での受診は中断している。
- **家庭の状況**：母、長姉、次姉、本児の4人家族。母は深夜まで就労し、家事を行わないため、自宅が片づけられていない。
- **関係機関**：児童相談所、保健福祉課、児童委員・民生委員、病院、弁護士
- **具体的な支援**：学校が主体となって、ケース会議を開催して支援方針を検討し、チーム学校としての視点を持って以下の支援を行う。
 - ・最初に、児童相談所、保健福祉課、病院と連携し、母に本児を病院で受診させることの必要性を丁寧に説明した結果、母が本児を病院で受診させることにつながり、本児の心身の安定が図れた。
 - ・その後、児童相談所、弁護士、児童委員・民生委員と連携し、子どもたちが安心して生活できるようにするためには、家庭環境の安定を図ることが大切であると説明したところ、母は、子どもたちを一時的に児童相談所等に預け、その期間に労働時間の見直し等の家庭環境の改善を図り、家族の再統合に向けての取組を継続している。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ケース数（平成28年度）

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
件数	0	209	124	3	1	337

- 支援状況（平成28年度）

状況	家庭環境や子どもの課題（件）		ネットワーク（件）	
	改善や好転している	258	構築できている	337
現状維持	79	構築中	0	
合計	337		337	

- スクールソーシャルワーカーが関わった337件のうち258件は、家族環境や子どもの課題が改善又は好転した。また、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになっている。

(2) 今後の課題

- 県内のスクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、専門性の高いスクールソーシャルワーカーを採用することが難しい。また、大幅な増員を公募しても応募自体が少なく、スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る必要がある。

北九州市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為など幼児、児童生徒の問題行動等の背景には、幼児、児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。このような環境に働きかけるため、学校・園の枠を越えて関係機関との連携の強化を図るコーディネーター的な存在である、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える幼児、児童生徒への対応を図る。

(2) 配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーの配置は、担当校数が偏らないように配慮し、ケース状況の報告・連絡・相談等を学校支援ラインの区担当指導主事及び生徒指導ラインの担当指導主事と連携して行い、効果的な支援ができるようにしている。一部の区において、配置型の検証をした。

採用にあたっての受験資格は、①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格（平成28年3月末までに取得見込みを含む）を有し、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する人 ②昭和26年4月2日以降に生まれた人 ③常時勤務できる人 ④過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある人とした。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

スクールソーシャルワーカーは、教育委員会に9名配置した。

社会福祉士 8名、精神保健福祉士 4名、その他社会福祉士に関する資格 1名、教員免許 3名、心理に関する資格 1名。

週30時間の4日勤務の非常勤嘱託職員

(4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

◆スクールソーシャルワーカーの機能、役割

スクールソーシャルワーカーは以下の活動を行う。

- ① ケース会議、校・園内会議への参加
- ② 関係機関等への連絡、調整
- ③ 児童生徒や保護者との面談（家庭訪問等）

◆学校・園の役割、体制作り

スクールソーシャルワーカーを活用する場合は、各学校・園において個々のケースについて窓口となる担当者を決め、情報の管理・集約を図るなどの体制をつくること。

◆周知方法

年度当初、幼稚園長、小・中・特別支援学校長、高等学校長等へ、スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業の実施について、通知を出し周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

福岡県スクールソーシャルワーカー協会研修

- ・全員対象の基礎研修
- ・SSW初任者対象研修
- ・SSW3年次以上研修

市内部の研修（子ども総合センター、保護課、青少年課、子ども・家庭相談センター、教育センター等）

(2) 研修回数（頻度）

- ・2ヶ月に1回程度（福岡県スクールソーシャルワーカー協会研修）
- ・随時（主に、4月、7・8月・・・市内部の研修）

(3) 研修内容

- ・新任研修（新任保護課職員研修、初任者研修 など）
- ・3年未満の養成研修（初任者SSWの動き、学校SSW概論、家族システムズアプローチを用いた学校SSW実践
- ・3年以上の専門研修
- ・全員対象の基礎研修（メゾレベルでのソーシャルアクション、子ども支援オフィスの取り組みについて、アセスメント、学校SSW実践～SSWの役割と機能、法律研修会、ユースアドバイザー研修など）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・家族システムズアプローチを用いた学校SSW

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有り
- 活用方法
 - ・集団SV、個人SV、新採対象SV

(6) 課題

- ・スーパーバイザーとの相談時間が短く、少し時間が足りない。

【3】 スクールソーシャルワーカーの活用事例

以下のとおり、スクールソーシャルワーカーが支援することで、課題が解決した。

【事例1】 不登校を改善するための活用事例（①貧困対策・③不登校）

<概要>

小学生と母親の2人世帯。生活保護を受給中。母親は精神科病院に通院中。本児童は登校渋りがあり、毎朝、学校が家庭訪問を行うも、泣き叫び、壁に頭を打ち付けるなどの自傷行為もあり登校できない日が続いていた。学校は母親と連絡が取れていない状況であった。SSWの介入となる。

<対応>

○家庭訪問

- ・母親は精神症状が悪化し、一日中寝ている状況。多くの機関がかかわっていることが判明したが、母親の拒否によりサービスを受けられていない状況であった。
- ・本児童は学校に行きたい気持ちもあるが、母親のことが心配で登校ができないと話す。
- ・母親は金銭管理がうまくできず、月末になると食事ができないことが判明した。

○関係機関との連携

- ・母親の了承を得て関係機関との情報を共有した。
(保健師、生活保護課、相談支援事業所、ヘルパー・訪問看護事業所、精神科病院)
- ・本児、母親の状況を共通理解・役割分担をするためのケース会議の定期的な実施した。
- ・金銭管理を行うために、地域福祉権利擁護事業へと引継いだ。

<結果>

○本児童の不登校の原因は、母親の精神症状や家庭状況と関連していることが判明した。母親の支援者と学校とが連携し支援を行うことで、母親や家庭が安定した。本児童も安心して登校ができるようになった。

【事例2】 「貧困家庭の支援」のための活用事例（①貧困家庭、⑥その他）

<概要>

中学生と母親の2人世帯。本生徒は、療育手帳所持で特別支援学級に在籍。母親は療育手帳を所持している。本家庭の家事全般を担っていた祖母が、入院・施設入所するに伴い、母親一人では本生徒に対する養育が不十分な状況となっている。また、母親の金銭管理能力に課題があり、日常生活に影響が生じている。母子での生活の安定を図る為、SSWの介入となる。

<対応>

○家庭訪問（収入の安定と金銭管理）

- ・母親の了解を得て、金銭管理を社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に依頼した。
- ・特別児童扶養手当を申請する。

○関係機関との連携

- ・多くの関係機関が関わっているため、適宜、関係機関とケース会議を開き、情報と課題を共有し、支援の方向性を検討した。
- ・情報の一元化を図り、相談支援専門員に情報を集約することとした。

○福祉サービスの導入

- ・母子生活の安定を図るため計画作成を相談支援事業所に依頼した。
- ・本生徒が利用している放課後等デイサービスに追加し、生活習慣の定着のためショートステイの利用を開始した。
- ・母親に対しては、家事支援を導入した。

<結果>

- 金銭管理により母親の収入の範囲内で生活できるようになった。
- 多くの機関が本家庭に関わることで地域からの情報が入りやすくなり、課題が発見できるようになった。
- 福祉サービスの利用で母子の生活の安定化につながった。

【4】 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWは平成24年度の6名から平成28年度9名と増員し、支援者対象者も294名から557名と増加している。また、解決・好転者数は94名から223名と倍増している。SSWの増加・活動に伴い学校におけるSSWの認知度が向上し、その有用性はますます高まっている。

教育委員会としては、スクールソーシャルワーカーを増員し、平成28年度は9名体制で557名の児童生徒を対象に、学校訪問、家庭訪問等の活動を通じて、きめ細やかな対応を行うことができたことから「順調」と評価している。

(2) 今後の課題

いじめや不登校などの問題に対しては、スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携しながら、未然防止、早期対応、早期解決に向けて取り組む必要がある。

福岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・不登校や問題行動の背景には、福祉的（経済的、精神的）な配慮を必要とする環境（家庭・地域）を抱えていることが多く、児童生徒に対して早期の段階から支援が望まれているため、小学校に拠点配置をしている。
- ・拠点巡回型21名、派遣型3名を配置 ※平成26年度より、派遣型相談を新設

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数は、スクールソーシャルワーカーが24名、貧困対策に従事するスクールソーシャルコーディネーターが3名の計27名配置している。
- ・資格は、社会福祉士を全員所有、そのうち精神保健福祉士を7名、ホームヘルパー、介護福祉士、福祉住環境コーディネーターを3名ずつ、教員免許を2名、保育士免許を1名所有している。
- ・勤務形態は、週に4日（27.5時間）勤務である。

※ 学校3日、教育相談課1日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・本市のいじめ・不登校をはじめとする様々な子どもたちの問題行動の対策として、教育と福祉の両面から援助する専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や社会的人間関係の調整、改善を図り、いじめ・不登校をはじめとする子どもたちの問題行動の減少につなげる。
- ・年度当初の事業説明会において、全小中高の校長・副校長・教頭に対してスクールソーシャルワーカー活用事業について説明を行い、周知している。
- ・リーフレット等を作成し、教職員に対して周知をしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー24名

（2）研修回数（頻度）

- ・連絡協議会（年間1回）
- ・全体研修（月1回）
- ・全体会議（学期に1～2回）
- ・部分会（毎週1回）

（3）研修内容

- ・相談センター概要、サービス、学校組織についての研修 ※初任者SSW対象
- ・連絡協議会において、スクールソーシャルワーカーの効果的活用について ※配置校長・SSW対象
- ・課題やケースについてのアドバイス（事例検討）や面接技法、交流分析（講義、実技） ※SSW対象
- ・進捗状況の確認や事例検討、必要に応じて課題研修

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討（受け持っている事例での困難さを解決するための指導や助言）
- ・交流分析（対人関係の分析枠組み等の理論）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有（2名）
- 活用方法 スクールソーシャルワーカーからの課題や事例をもとに、スーパーバイザーによる全体会議での指導、助言や研修（講義、演習）を行う。

（6）課題

- ・研修講師の時間調整が困難（時間の確保）
- ・スクールソーシャルワーカーの専門性の向上（資質の向上）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】① 貧困対策、③ 不登校対策のための活用事例

【対象児童生徒】 小学校2年生 男児

【相談主訴】 不登校（現認困難）、ネグレクト（欠食等）、経済困窮

【事例概要】 家族構成：本人、母親の母子世帯

本事例は、SSWに依頼があった時点で、欠席が続き現認も困難であったため、既に学校と子育て支援課が連携して支援を行っていた。しかし、それでも改善が見られず、学校は母の精神状態も加味し、心中もリスクとして考えざるをえない状況であり、SSWに、まずはどうか本人の安全の確保をしたいという依頼があり、即時に介入をしたケースである。

【支援内容】

① 情報収集

まずは本人と家庭が置かれている状況を整理するため、校内、子育て支援課、児童相談所、保育所、母親の通院している病院、地域等から情報収集を実施。

② 校内・関係機関における連携

支援目標や役割分担の調整及び支援状況のモニタリングのため、継続して協議を行った。

③ 本人への直接支援：関係づくり、思いの引き出し

家庭訪問時や登校時に一緒に遊んだり、家まで送ったりしながら関係構築をしていき、本人が、自分の思いや困り感を周囲の大人に出せるようになることを目標とした。

④家庭への直接支援：母親、親族との関係づくり、情報提供

家庭訪問や面談を通して、その都度ニーズのあるサービスの紹介や内容の説明を行った。

【支援成果】

依頼を受けた時点では、母親は精神疾患により入院が必要であるにもかかわらず、生活保護の受給は拒否をして、母子で引きこもっている状況であったため、とにかく本人が生きているのか確認することが最優先のケースであった。

最初は家庭訪問を行っても応答がなかったため、洗濯物や電気メーター、ポスト等の外から見える情報で安否確認を行っていった。担任とSSWで連携し、時間をずらした家庭訪問や、本人に向けた手紙、母親にとって有益な情報を含めた手紙の投函等をしていくうちに、少しずつ登校につながっていった。しかし、登校できるようになったものの、家庭が不安定な状況は変わらず、本人は学校に遅くまで残る等、家に帰りたくない様子を見せていた。転換点となったのは、離婚した父親が支援するようになったことである。ある日、SSWと面談時に本人が「体育会にはお父さんがくる」と話してくれ、かつ紹介することを約束してくれていたため、学校と父親・父方祖母がつながることができた。その後は、本人を心配した父親らから援助を受け、外に出ることが難しかった母親も、再度就労につながることができた。家庭がある程度安定したことと、校内での居場所づくり等の工夫もあり、支援開始時の本人は表情がなく、緊張感も高く他児と話すことができない状態であったが、次第に外で元気に友達と遊ぶことができるようになっていった。そしてその中で、キラキラした笑顔を見せてくれるようになった。学校で笑顔を見せてくれるようになったこと、本人自身が他者とつながる力がついたことが、地域の方々を含め多数の大人の見守りの中での支援成果だと思われる。

【事例2】③ 不登校対策のための活用事例

【対象児童生徒】 中学校1年生 男子

【相談主訴】 不登校

【事例概要】

母・本人・弟（小学5年生）・叔母・従弟（小学6年生）・従妹（小学2年生）の6人暮らし。生活保護受給中。本人が小学6年生の2学期より、行きしぶりが始まり、遅刻や欠席が増えていった。当時の担任や他の教員からは、優しい子どもだったが、メンタル面が弱かったとのこと。

中学校に入って、1学期は登校出来ていたが、2学期以降、1日登校したのみ。遅刻すると「遅れてしまった」というマイナスな感情が働くようで、教室で泣いている姿が見られたと担任が話す。母は本人への関わり方が分からず、また母自身も疲れており、登校刺激が出来ずにいる。母曰く、本人に登校したい気持ちはあるが、体が動かないとのこと。担任が3日に1回、家庭訪問へ行っているが、本人の現任確認ができていない。

【支援内容】

①本人との関係づくり

本人の思いや不安を把握する為、関係づくりを行った。担任に同行し、家庭訪問を行ったが、本人は寝ていることが多く、会うことが出来なかった為、まずは手紙を通してSSWの存在を知ってもらうことから始めた。

②弟や従弟妹との関係づくり

小学校に通う弟や従弟妹にもSSWの存在を知ってもらう為、廊下や教室等での声かけや休み時間に一緒に遊ぶことなどを通して関係づくりを行った。

③校内での支援体制構築

弟や従弟妹との話の中から、本人が起きている時間帯や本人が人に会うことが苦手だということを知ることが出来たので、担任に代弁し、本人が起きている日時に合わせて家庭訪問することを提案をし、また3日に1回では、本人や母にとって負担が大きいものと感じた為、家庭訪問の間隔をもう少し空け、行わない間は、母と電話連絡を行うことで、様子を見ながら進めて行けるよう支援体制の構築を行った。またSCと連携し本人や母へ役割分担をした上で支援できるよう情報の共有を行った。

【支援成果】

従妹から本人に「先生が会いたって言ってたよ」と代弁してくれたことがきっかけで、今では家庭訪問を行った際、本人が玄関先まで出てくるようになった。母とも定期的に連絡をとることで、母の方からも担任へ電話をかけて困り感など話をするようになってきている。最近では、本人にSCとの面談を勧めると拒否感はなく「考えておく」との返事だった。登校に向けて、本人のペースで少しずつ動きだそうと頑張っているようである。担任が本人や母の思いに寄り添いながら、長い目で根気強く関わってくれたこと、子どもたち同士の協力が本人にプラスの働きを与えたことによる成果だと思われる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・子どもたちを取り巻く環境や社会に働きかける支援を行い、H26年度からH28年度の3年間で終結率（終結件数/介入件数×100）が大きく上昇した。
- ・学校だけで問題を解決していくことが難しいケースについても、SSWが関係機関につないだことで、学校と関係機関が連携した支援を行うことができた。
- ・学校との関係が良好でなく、学校からの連絡を受け入れない保護者に対し、学校の教師とは違った立場で連絡を取り、家庭訪問などの支援につなげていった。
- ・中学校区拠点巡回型の配置方法をとっていったことで、SSWが連絡役になり、小中学校で連携した支援を行えるようになった。

(2) 今後の課題

- ・未配置校からの派遣相談も増えているが、十分に対応できていないため、配置を拡大していくことが必要。
- ・福祉以外にも医療や法律などの知識を修得していくために、研修の内容の精選や研修方法を工夫していく必要がある。